

第2期 飯島町子ども・子育て支援事業計画

<令和2年度～令和6年度>

長野県飯島町

令和2年3月

も く じ

第1章 計画の策定にあたって.....	3
第1節 策定の趣旨.....	3
第2節 計画の概要.....	3
1 計画の位置づけ	
2 計画の期間	
3 計画の対象	
第2章 子どもをめぐる状況.....	5
第1節 子育てをめぐる現状と課題.....	5
1 国の現状と課題	
第2節 飯島町の状況.....	8
1 統計データ編	
2 ニーズ調査編	
第3章 「子ども・子育て支援事業計画」の検証と課題.....	21
第1節 計画の検証.....	21
1 「飯島町子ども・子育て支援事業」を振り返って	
2 主要施策の目標事業量の進捗状況と検証	
3 そのほかの事務事業の検証	
第2節 課題の整理.....	29
1 子どもが成長していくための課題	
2 地域と子どもの関わりの課題	
3 安心して子育てしていくための課題	
4 多様なニーズに応えていくための課題	
第4章 基本理念・基本的視点・基本目標.....	32
第1節 基本理念.....	32
第2節 基本的視点.....	33
第3節 基本的目標.....	35
第4節 計画の体系.....	36
第5章 実施計画.....	37
第1節 子ども子育て支援のための実施計画.....	37
基本目標1 子どもがのびのび健やかに育つまちづくり	
1 子どもを健やかに育てる環境づくり	
2 子どもの人権を尊重する環境づくり	
3 子どもがのびのびと活動できる環境づくり	

- 4 子どもがそれぞれの発育発達に応じた保健・医療・福祉を受けられる環境づくり
- 5 自立した子どもを育む環境づくり

基本目標2 安心して産み、育てていくまちづくり

- 1 少子化を考える環境づくり
- 2 安心して妊娠・出産ができる環境づくり
- 3 安心して子育てのできる環境づくり
- 4 働きながら子育てのできる環境づくり
- 5 楽しい子育てができる環境づくり
- 6 こころの健やかな成長を支援する環境づくり
- 7 親子が生き生きとした生活を確保できる環境づくり
- 8 家庭で子どもを育てる力を伸ばす環境づくり

基本目標3 子どもを社会全体で支えるまちづくり

- 1 生きる力が育つ環境づくり
- 2 子どもにやさしい地域づくり
- 3 安心安全な地域づくり

第2節 主要施策の量の見込みと確保方策..... 59

- 1 施設型給付事業・地域型保育事業
- 2 地域子ども・子育て支援事業

第6章 計画の推進をするために..... 70

第1節 計画の進行管理..... 70

第2節 飯島町子育て会議について..... 70

第3節 関連事業..... 70

第4節 庁内での推進体制..... 71

第5節 地域全体での推進..... 71

第1章 計画の策定にあたって

第1節 策定の趣旨

日本の深刻な少子高齢化問題については依然危機的状況は続いており、人口構造のアンバランスに社会、経済への深刻な影響が懸念されています。また、核家族化の進展、地域コミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

今こそ子ども・子育ては家庭だけではなく、社会全体で支えていくことが必要とされています。

国においては幼児期の学校教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する為、「子ども・子育て関連3法¹」（平成24年8月成立）を制定しました。

この法律に基づき、平成27年度から急速な少子化、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状、子ども・子育て支援が質・量ともに不足などの現状と課題を打開するため、社会全体での費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けて「子ども・子育て支援新制度」を進めてきました。

飯島町でも平成27年3月に策定した「飯島町子ども・子育て支援事業計画」を基に子育て支援を進めてきました。この度、計画の最終年度を迎え、引き続き計画的に施策を推進するため「第2期飯島町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

第2節 計画の概要

1 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、町を実施主体として「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、1人1人の子どもの健やかな育ちを支援していくことを目的として策定します。

「飯島町総合計画」に基づき策定することに加え、これまで進めてきた「飯島町子ども・子育て支援事業計画」についても基本的な考えを継承して、子ども・

¹ 「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

子育てにかかる施策を引き続き進めるため、幅広く推進します。

また、「飯島町健康づくり計画」、「すこやか親子21」、「飯島町障がい者プラン」、「飯島町男女共同参画プラン」、「飯島町食育推進計画」等関連の諸計画との整合性を図り、推進します。

計画の策定にあたり、子どもをもつ親へのアンケートのほかに、子ども・子育てに関わる代表者で組織する「子ども子育て会議」で計画の方向性や内容について意見の聴取等を行い、幅広い意見を反映させています。

2 計画の期間

この計画は、2020（令和2）年度を当初年度とし2024（令和6）年度までの5年間を計画期間とします。

3 計画の対象

本計画は、概ね18歳未満の全ての子どもとその家庭、子育てに関わる人たち、これから子育てに関わる人たち、地域に暮らす人たちなど社会全体を対象としています。次代の親作りという観点から必要に応じて、対象の年齢に幅を持たせるなど柔軟な対応を行います。



第2章 子どもをめぐる状況

第1節 子育てをめぐる現状と課題

1 国の現状と課題

子どもをめぐる状況として、次のような現状と課題があげられています。

(1) 少子化の進行

日本の出生数は減少を続け、年少人口（0～14歳）は2056年には1,000万人を割り、2065年には898万人と、現在の半分程度になると予想されています。少子化の進行は将来的な労働力の減少を要因とする経済成長への影響や、社会保障制度の維持に影響を与えることが懸念されています。

(2) 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状

国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査の単身者調査によると、いずれは結婚しようとする未婚者の割合は依然80%を超え、高い水準にあります。

しかしながら、結婚については考えていても、結婚をする積極的な理由の欠如や、適当な相手が見つからない理由のため独身でいる人もいます。

また、子どもについては、子育てや教育にお金がかかりすぎることも理由のひとつとして夫婦の考える理想的な子どもの数と、予定とする子どもの数はいずれも低下し、過去最低となっています。

(3) 子ども・子育て支援が質・量ともに不足

平成27年から保育の量的拡大や確保、教育・保育の質的改善に向けて子ども・子育て支援新制度を進めてきており、充実が図られつつありますが、依然不足している現状があります。

(4) 子育ての孤立感と負担感の増加

核家族化などの進行によって、乳幼児に接する機会が少ないまま親になるケースが多くあることや、昔ながらの地域とのかかわりが希薄になっている現状など孤立した環境の中で子育てをすることで、不安感や負担感を持つ親が増加しています。これに伴って児童虐待の相談・通告件数も増加し、顕在化しています。

(5) 深刻な待機児童問題

首都圏を中心に、女性の働き方の変化や核家族化の増加などの要因で保育園の待機児童問題が起こっています。仕事に対する考え方の違いや経済的理由により、妊娠中または出生後すぐから保育園を探していることも珍しくない現状です。

平成30年4月時点の全国の待機児童数は1万9,895人と減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できていない状況です。待機児童の解消のため、国では平成29年6月に『子育て安心プラン』を公表し、平成30年度から令和4年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

(6) 放課後児童クラブ²のあり方

保育園から小学校へ入学した際に直面する問題を「小1の壁」と言います。

保育園で延長保育を利用して働いていた家庭が、放課後児童クラブでの預かり時間にまで勤務が終わらず、働き方の変更を迫られるケースが増加しています。

平成30年9月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

(7) 出産後の就業継続について

女性の就業者数は、結婚・出産を機にいったん仕事を離れ、その後、子どもがある程度の年齢になった時に再び就労する傾向が続いています。第1子出産前後の妻の就業継続率は、これまで4割前後で推移してきましたが、2010～14年では53.1%へと上昇しました。女性の仕事への考え方の変化ありますが、企業などの育児休業制度への理解もあります。

(8) 質の高い教育の重要性

就学前の子どもの発達において重要な時期に質の高い教育をおこなうことで、子どもの健やかな成長を保証していくことが重要視されています。

また、ICTや人工知能(AI)、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできており、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えています。

(9) 子育て支援の制度・財政の縦割り

子育て支援に関する制度は推進体制や財源で制度ごとに異なり、多岐に渡るため、体制の一体化や財源や事業に応じて財源を一元化することが求められています。また、地域の実情に応じた子ども・子育てに関わる人を対象とした事業の実施が必要であり、これらの情報を提供することが求められています。

² 飯島町では「飯島町学童クラブ」という名称で実施。

(10) その他新たな課題と影響

子どもが育つ環境には、家庭の経済的な問題も影響します。経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困が連鎖し、子どもの権利が阻害される事態も起きています。

その他にも、若年層における自殺の深刻化なども問題であり、子どもたちの抱えている心の闇に子ども自身が相談できない状況、SNSなどネット上でのいじめに親が気付きにくい状況で孤立をするなど問題も山積しています。

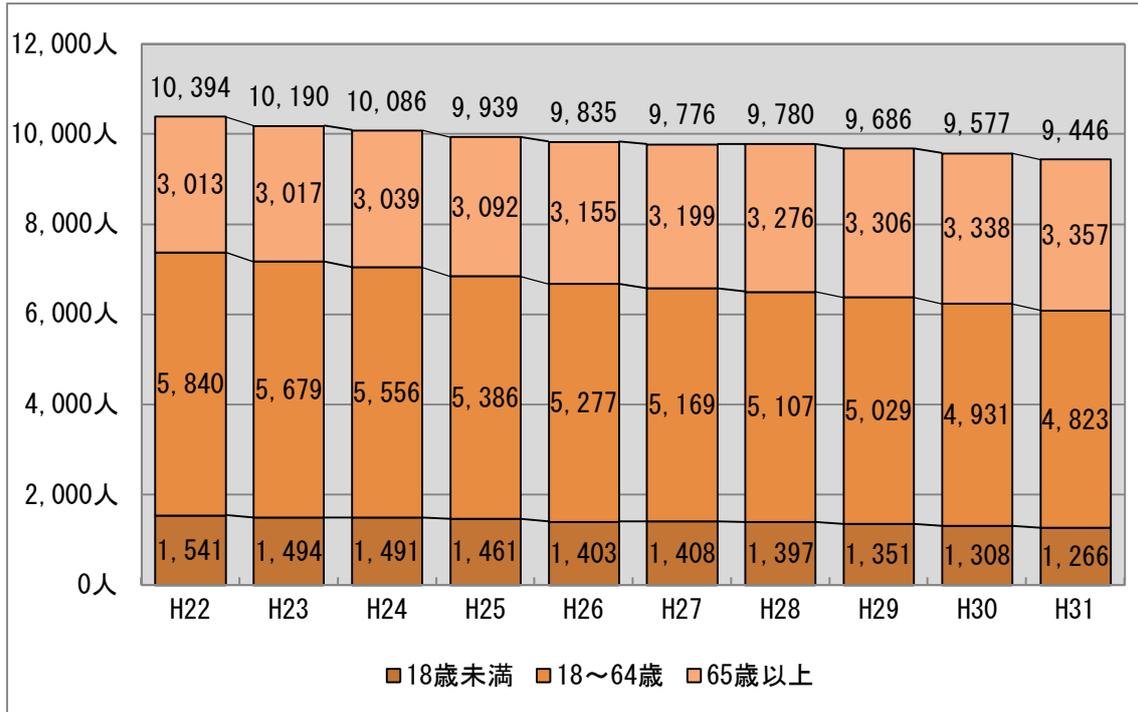


第1節 飯島町の状況

1 統計データ編

■人口の推移

当町の人口は減少を続けており、平成25年度に10,000人を割り込みました。平成28年度以降は年間およそ100人を超えるペースで減少が進んでいますが、内訳をみると65歳以上人口は増加、それ以外は減少の一途をたどっており、少子高齢化が進んでいることがわかります。



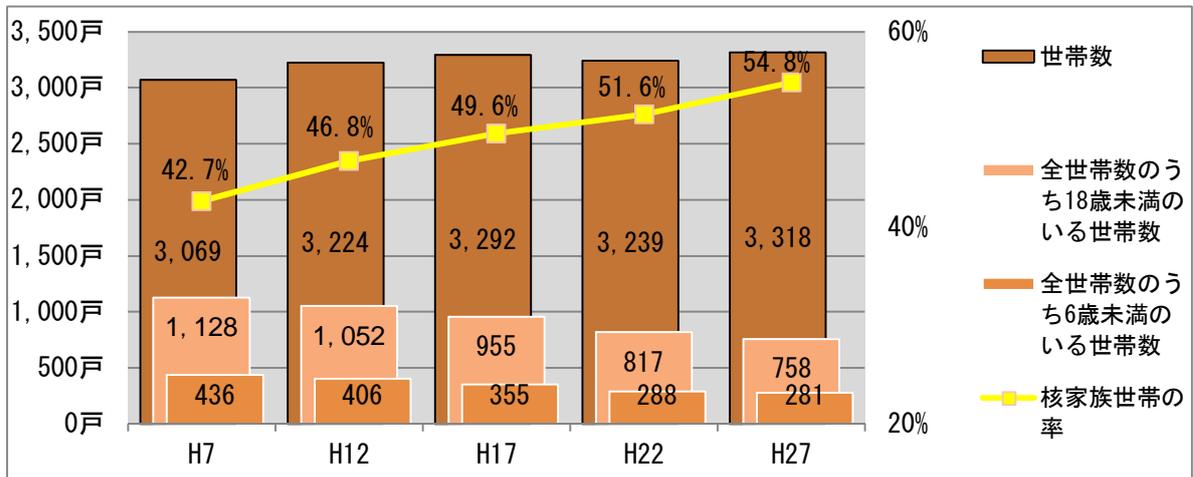
(単位：人)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
18歳未満	1,541	1,494	1,491	1,461	1,403	1,408	1,397	1,351	1,308	1,266
18~64歳	5,840	5,679	5,556	5,386	5,277	5,169	5,107	5,029	4,931	4,823
65歳以上	3,013	3,017	3,039	3,092	3,155	3,199	3,276	3,306	3,338	3,357
合計	10,394	10,190	10,086	9,939	9,835	9,776	9,780	9,686	9,577	9,446

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■世帯の状況

世帯数は、増減を繰り返しながら増加傾向にあります。核家族世帯の数が増加していることに起因していると考えられます。また、6歳未満の子どもがいる世帯、18歳未満の子どもがいる世帯ともに減少しています。



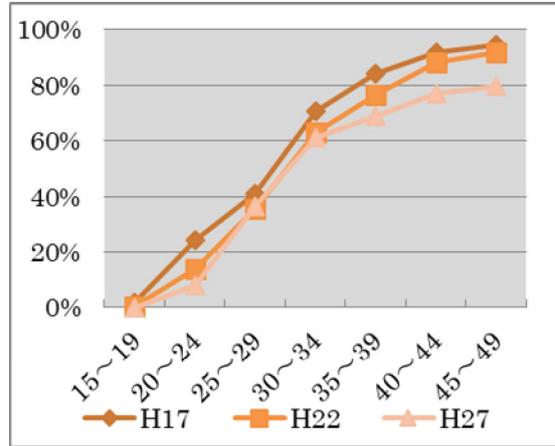
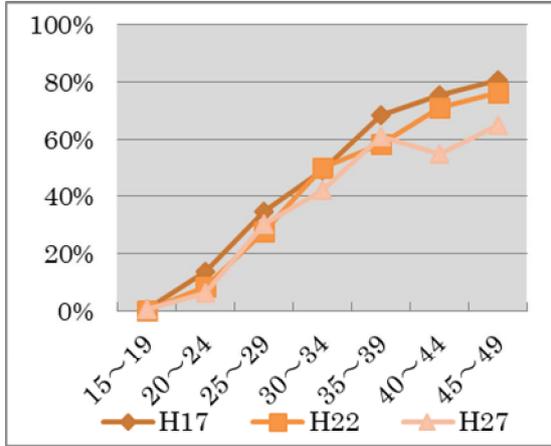
	世帯数	全世帯数のうち6歳未満のいる世帯数	全世帯数のうち18歳未満のいる世帯数	核家族世帯の率
H7	3,069	436	1,128	42.7%
H12	3,224	406	1,052	46.8%
H17	3,292	355	955	49.6%
H22	3,239	288	817	51.6%
H27	3,318	281	758	54.8%

資料：国勢調査



■ 婚姻率の推移

婚姻率をみると、全体的に率が低下しており、未婚化が進んでいるといえます。男性・女性ともに25歳以降で特に婚姻率が低下し、晩婚化が進んでいることがわかります。いずれも少子化の要因のひとつとされています。

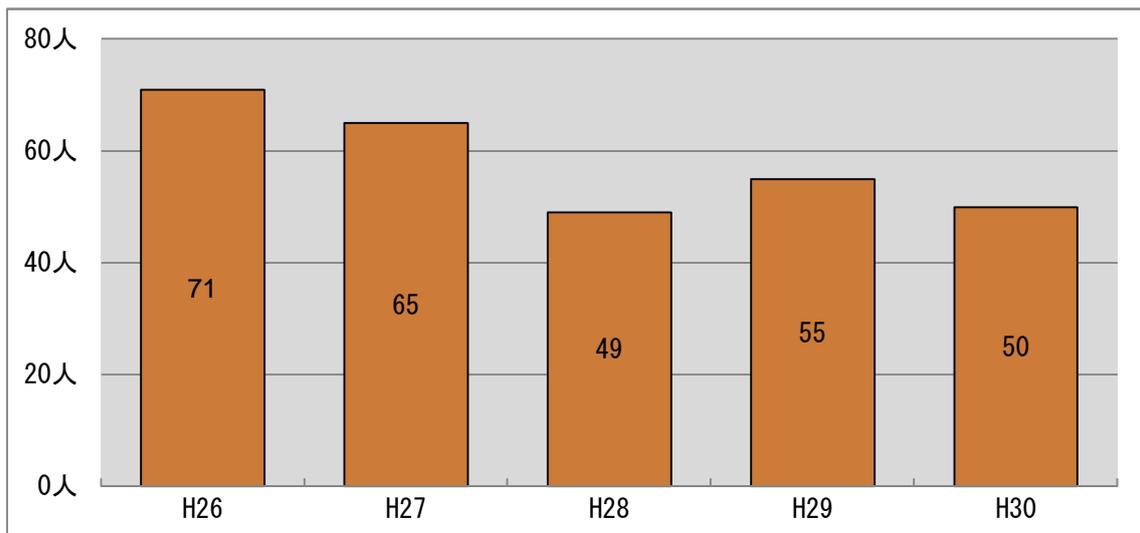


	男性			女性		
	H17	H22	H27	H17	H22	H27
15~19	0.4%	0.0%	0.5%	1.9%	0.4%	0.0%
20~24	13.8%	8.2%	6.1%	24.1%	13.7%	8.2%
25~29	34.5%	27.6%	30.1%	41.0%	35.5%	36.6%
30~34	49.2%	49.8%	42.2%	70.6%	62.9%	61.1%
35~39	68.2%	58.2%	61.1%	84.4%	76.7%	69.1%
40~44	75.2%	71.1%	54.9%	91.8%	88.3%	76.9%
45~49	80.7%	76.1%	64.8%	94.7%	91.7%	79.6%

資料：国勢調査

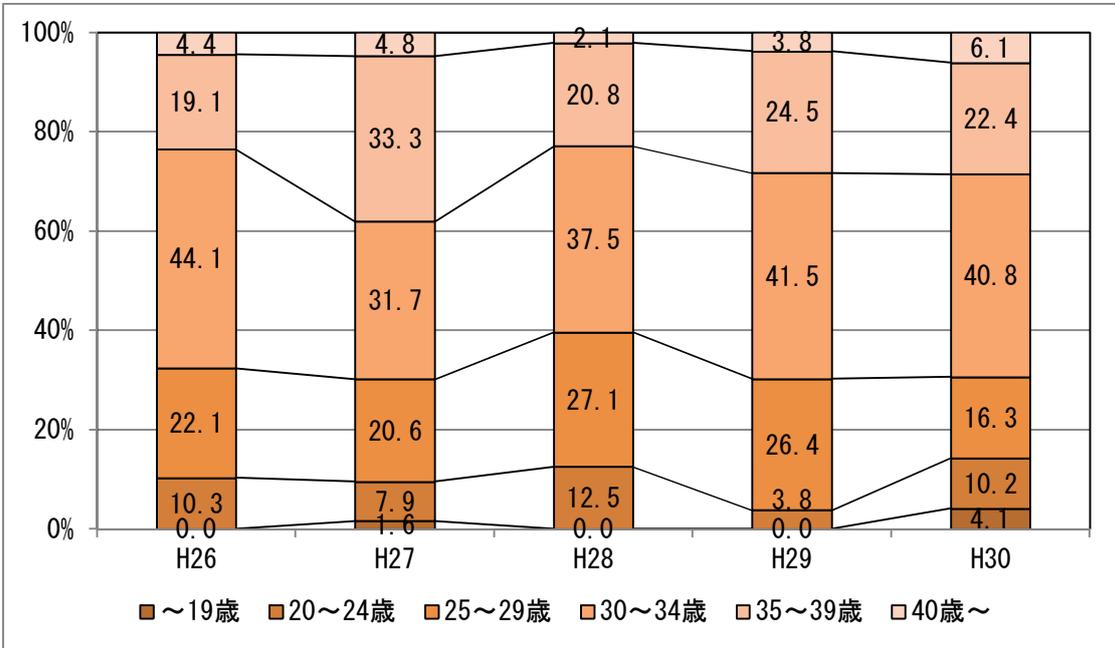
■ 出生数の推移（母親の出産年齢区分）

出生数は増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。5年前に比べ20人減っています。



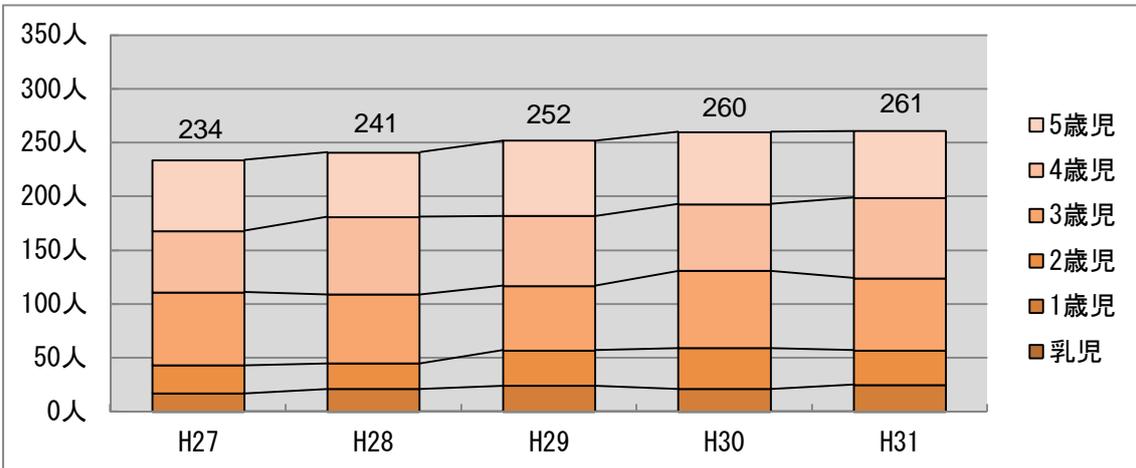
■母親の年齢別、出生数の比較（5年間の比較）

出産時の母親の割合を年代別に見てみると、30歳～34歳がおよそ4割で最も多くなっています。20歳～24歳の割合が低下する一方で、40歳以上の出産が増えています。



■保育園児数の推移

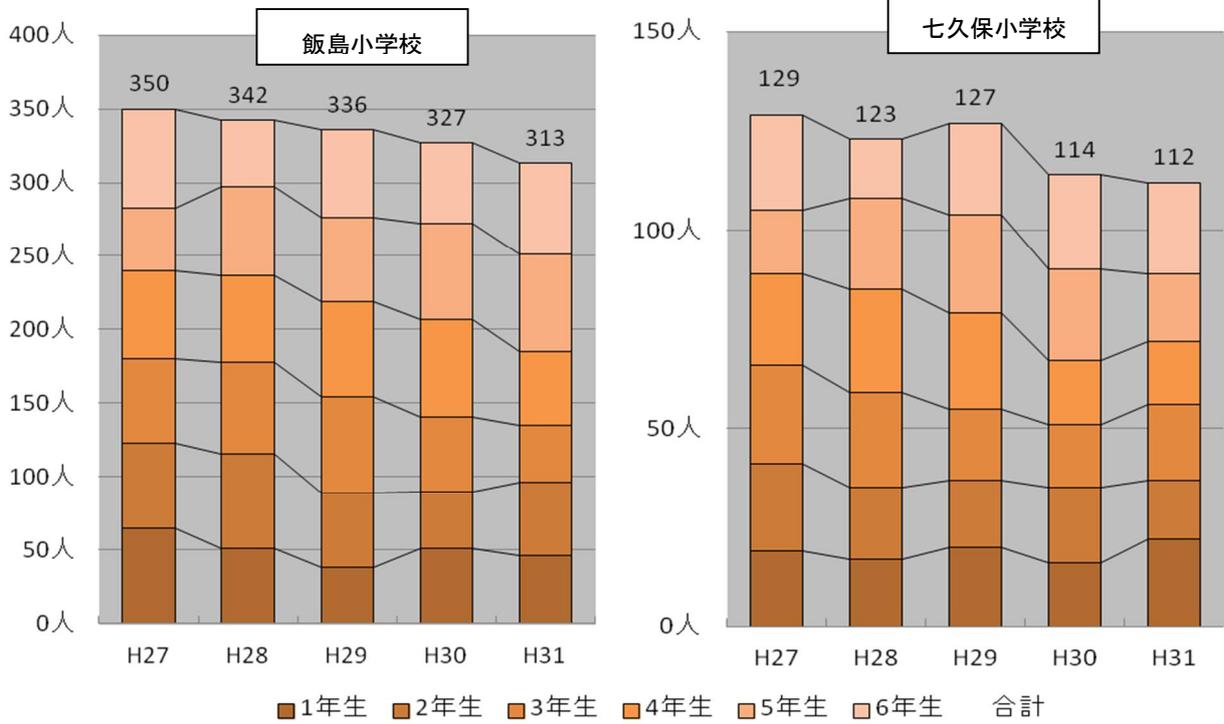
出生数が減る中、園児数は5年間増え続けています。3歳以上児の数は横ばい傾向にあります。未満児の入所が増加しているためです。今後も数年間は同様の傾向がみられる見込みです。



	H27	H28	H29	H30	H31
乳児	0	0	0	0	0
1歳児	17	21	24	21	25
2歳児	26	24	33	38	32
3歳児	68	64	60	72	67
4歳児	57	72	65	62	75
5歳児	66	60	70	67	62
合計	234	241	252	260	261

■飯島・七久保小学校別の児童数の推移

飯島・七久保両小学校とも児童数は減少しています。

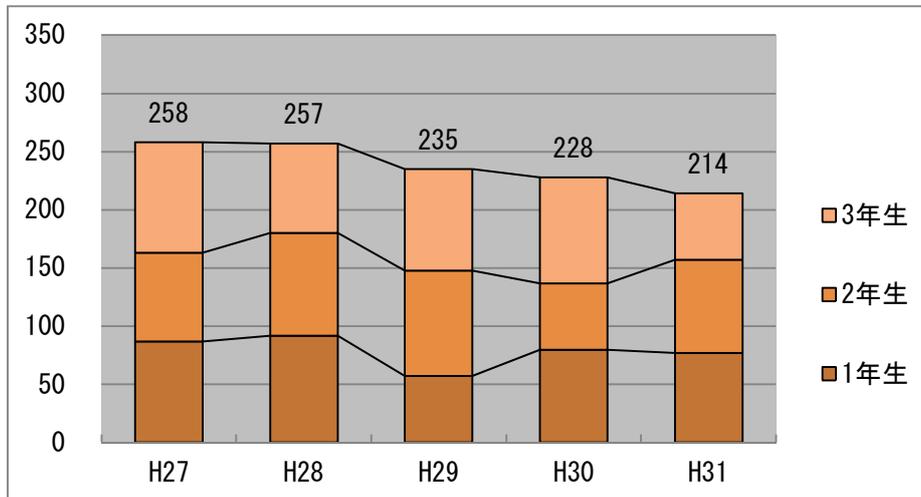


飯島小学校					七久保小学校					
H27	H28	H29	H30	H31	H27	H28	H29	H30	H31	
65	51	38	51	46	19	17	20	16	22	
58	65	51	39	50	22	18	17	19	15	
57	62	65	51	39	25	24	18	16	19	
60	59	65	66	50	23	26	24	16	16	
43	60	57	65	66	16	23	25	23	17	
67	45	60	55	62	24	15	23	24	23	
350	342	336	327	313	合計	129	123	127	114	112

(各年5月1日現在)

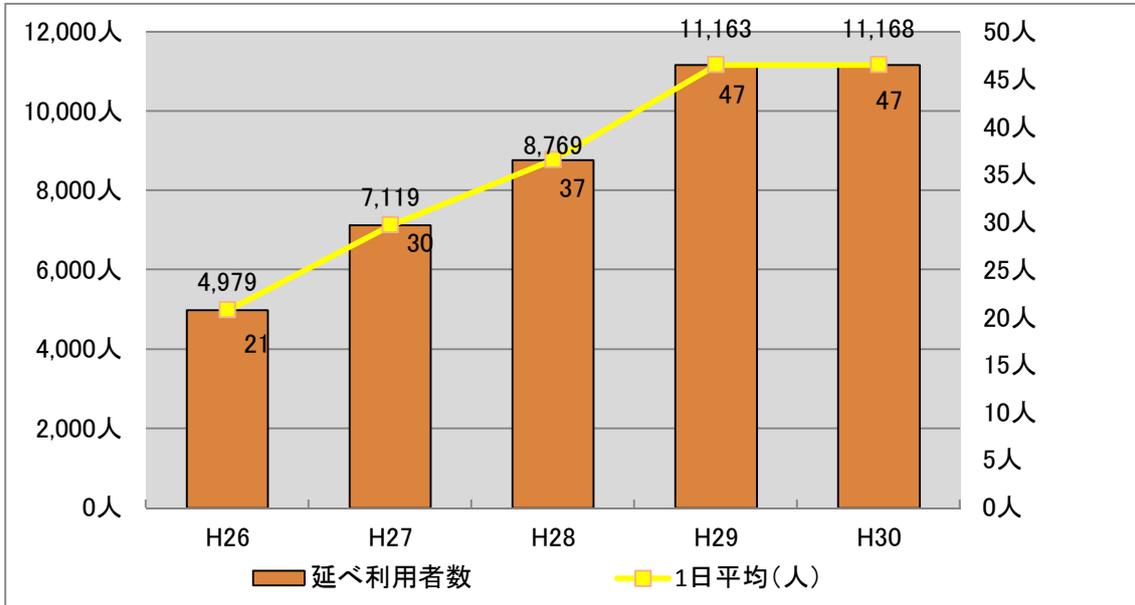
■生徒数の推移

中学校の生徒数は、5年前は250人前後で推移していましたが、現在は減少傾向となっています。今後も減少することが予想されます。



■地域子育て支援センターの利用者状況

支援センターは平成 29 年に現在の場所に建設、移動してきました。新しい施設、講座内容により利用者は町外者利用者も含めて増加しましたが、出生数の減少もあるため、横ばい～減少傾向が見込まれます。

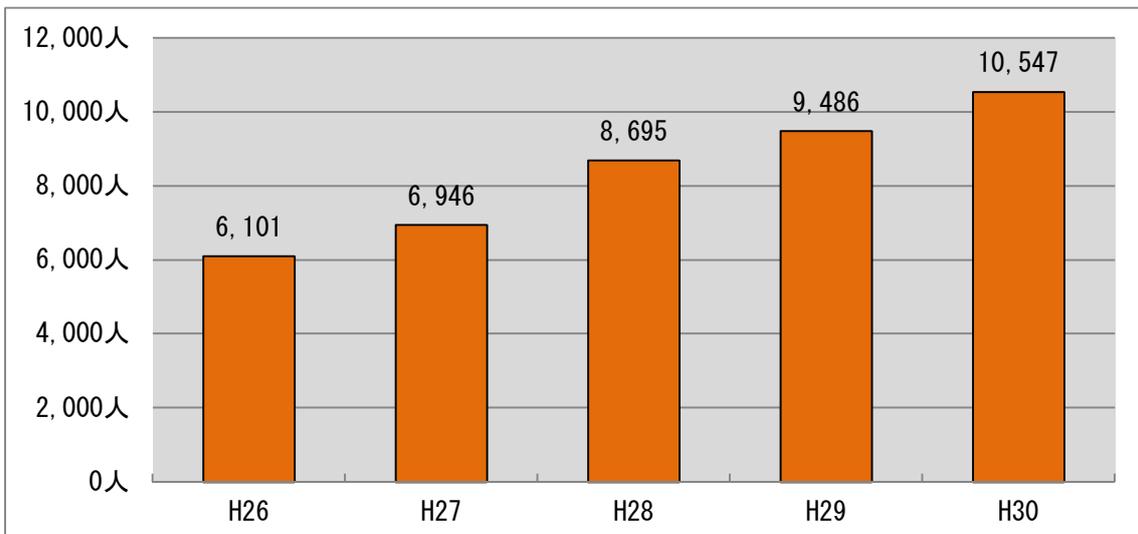


	H26	H27	H28	H29	H30
延べ利用者数	4,979	7,119	8,769	11,163	11,168
1日平均(人)	21	30	37	47	47

■学童クラブの利用者状況

学童クラブは平成 27 年度より全学年対象（それ以前は基本的に 4 年生以下）、平成 28 年度より七久保小学校でも常設化（それ以前は長期休業中に限り実施）と、段階的に利用者の幅を広げながら運営を行ってきました。

それに伴い、延べ利用者数は右肩上がりで増加しており、平成 30 年度は 10,000 人以上の利用がありました。



2 ニーズ調査編

(1) ニーズ調査の概要

- ・対象地域 : 飯島町全域
- ・調査対象者 : 飯島町在住の「就学前児童のいる 281 世帯」の保護者全員
- ・調査期間 : 平成 31 年 1 月 21 日～平成 31 年 2 月 4 日まで
- ・調査方法 : 保育園に通う児童の保護者には保育園を通じ配布回収。
その他の児童の保護者には郵送による配布、いいちゃんポストなどによる回収

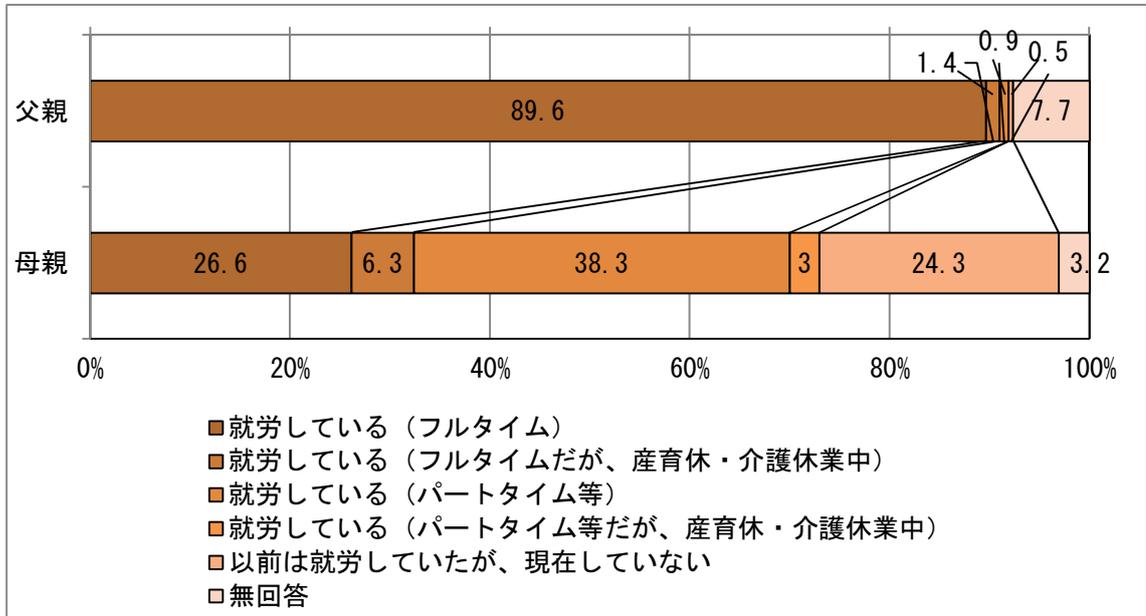
・回答の結果

配布数	回収数	回収率
281	222	79.0%



■親の就労状況

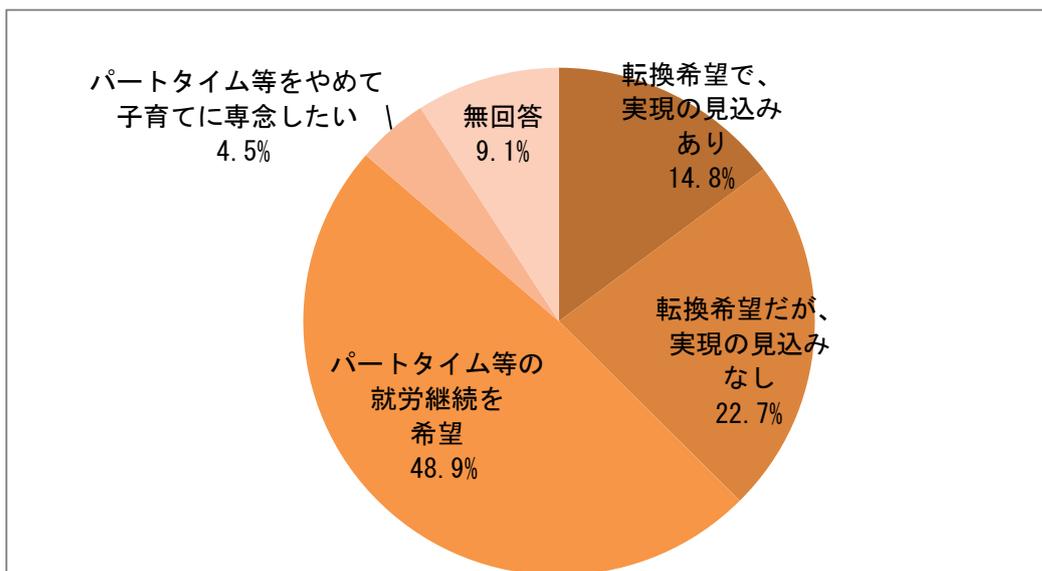
父親の就労状況については約9割が「就労している（フルタイム）」と回答しており、母親の就労状況については「就労している（パートタイム等）」と「以前は就労していたが、現在は就労していない」が約38%と高くなっています。



■就労形態がパートタイム等の母親のフルタイムへの転換希望

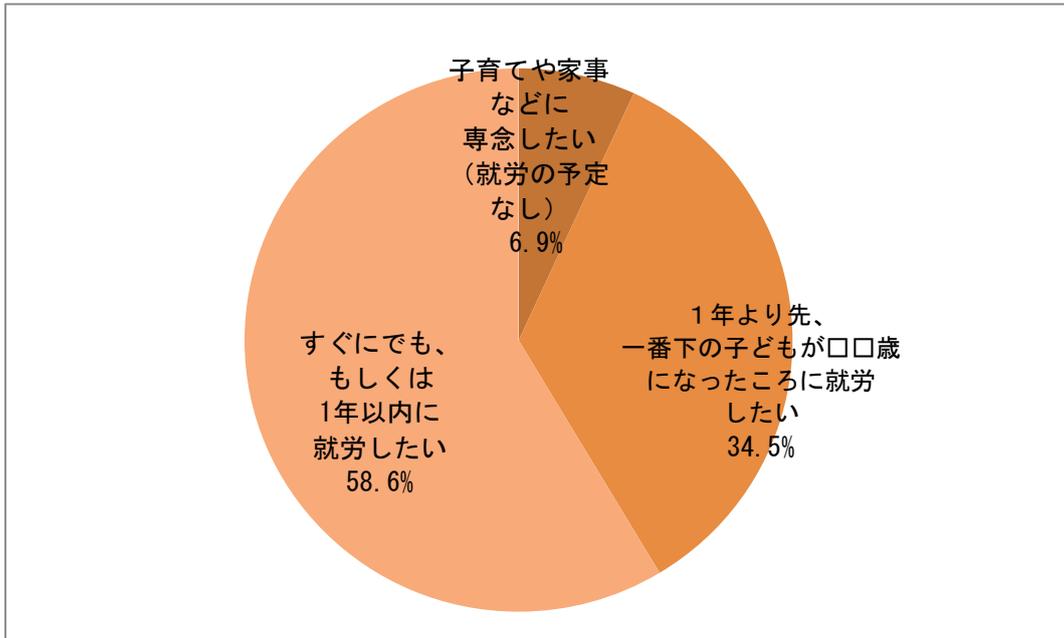
現在は就労形態がパートタイムの母親の半数以上が現在の形態を継続することを希望しています。

フルタイムへの転換を希望していても、「実現の見込みがない」とした母親が22%となり、前回計画より2%増えています。



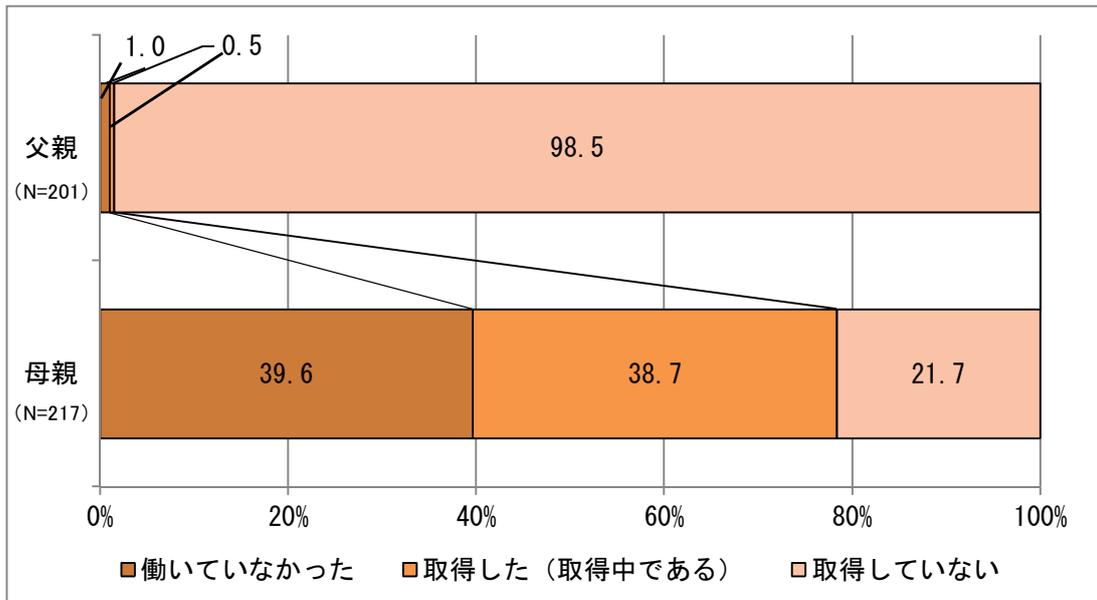
■未就労の母親の就労希望

現在、未就労の母親の9割以上が「1年より先」または「すぐにでも」就労することを希望しています。



■育児休業の取得状況

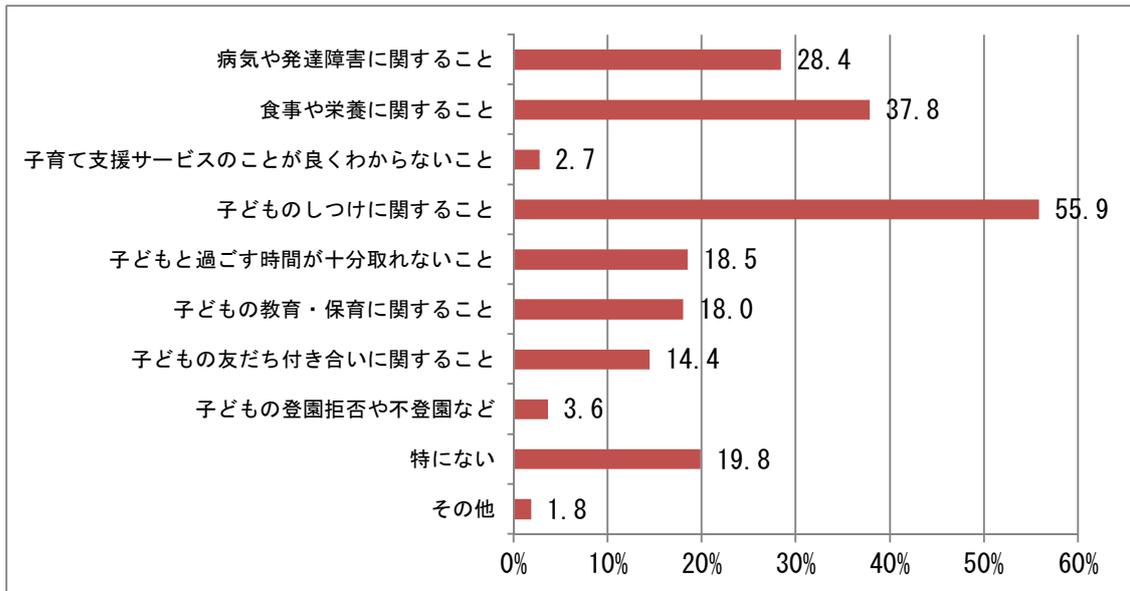
育児休業を利用した父親は0.5%で、母親は38.7%となっています。両方利用したという家庭はありませんでした。



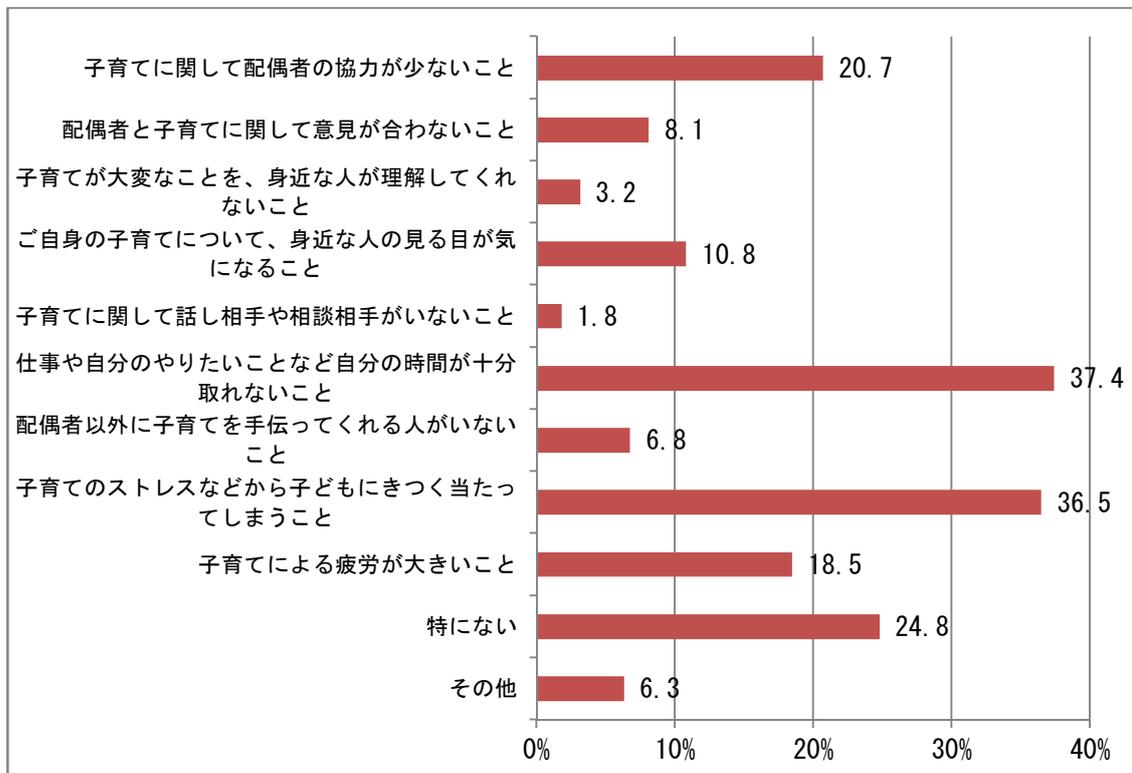
■子育てに関するストレスや不安

子育てに関するストレスや不安では、「子どものしつけに関すること」や、「食事や栄養に関すること」、時間的余裕や精神的余裕がないことが、ストレスにつながっていることが考えられます。

(1) 子どもに関すること



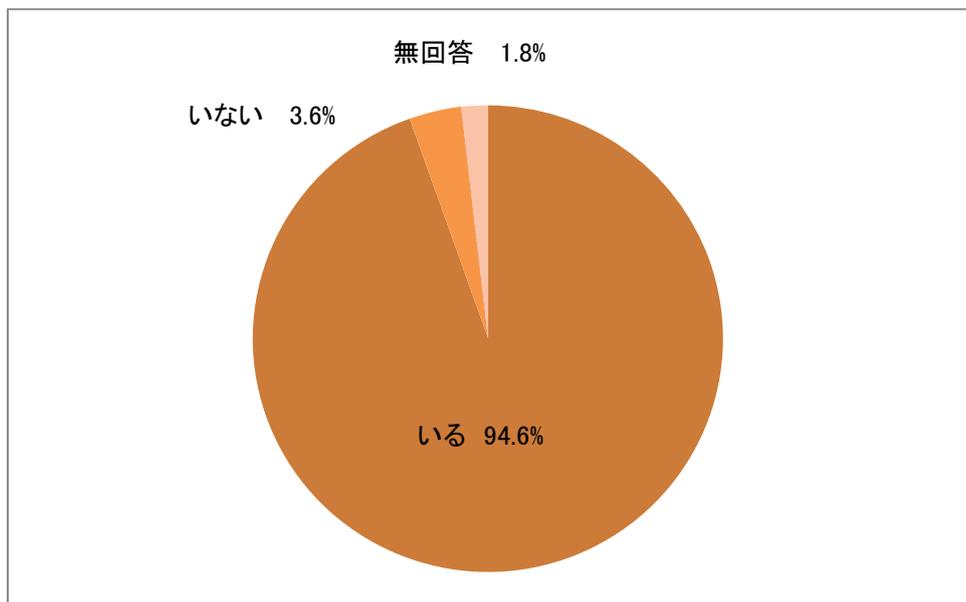
(2) ご自身に関すること



■子育てをする上で、気軽に相談できる人について

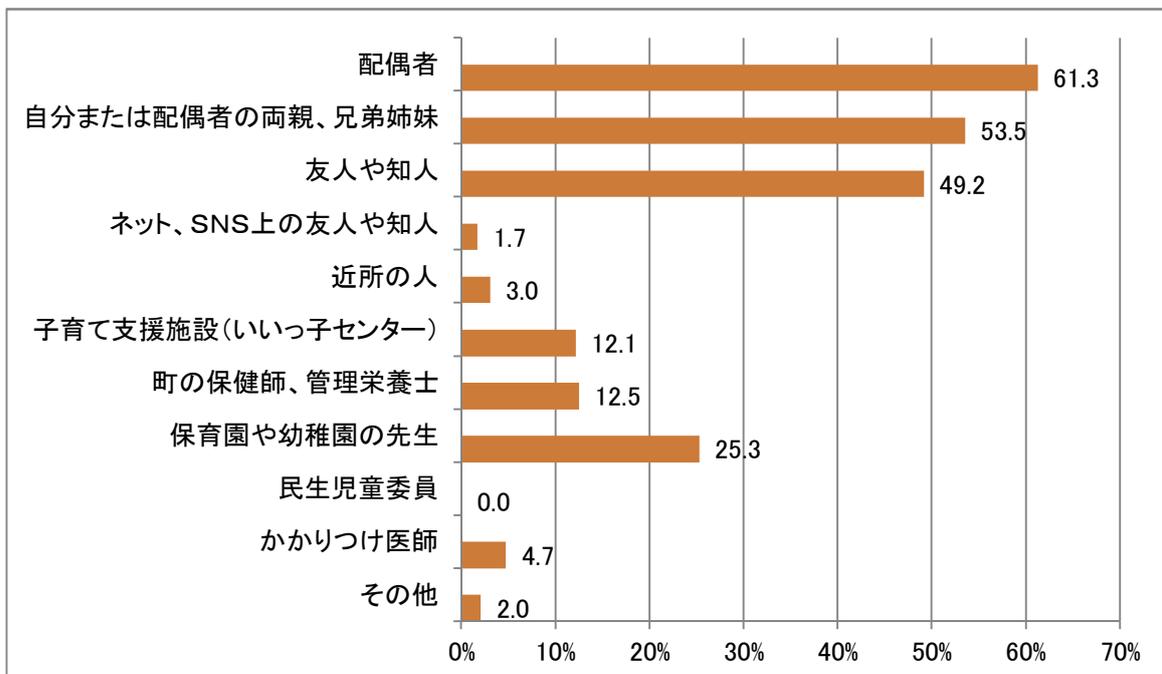
9割以上の方が気軽に相談できる人（場所）が「いる」と回答しています。

一方で、相談先がない方もわずかにいることから、今後も引き続きあらゆる方々への支援策も検討していく必要があります。



■相談する先について（複数回答）

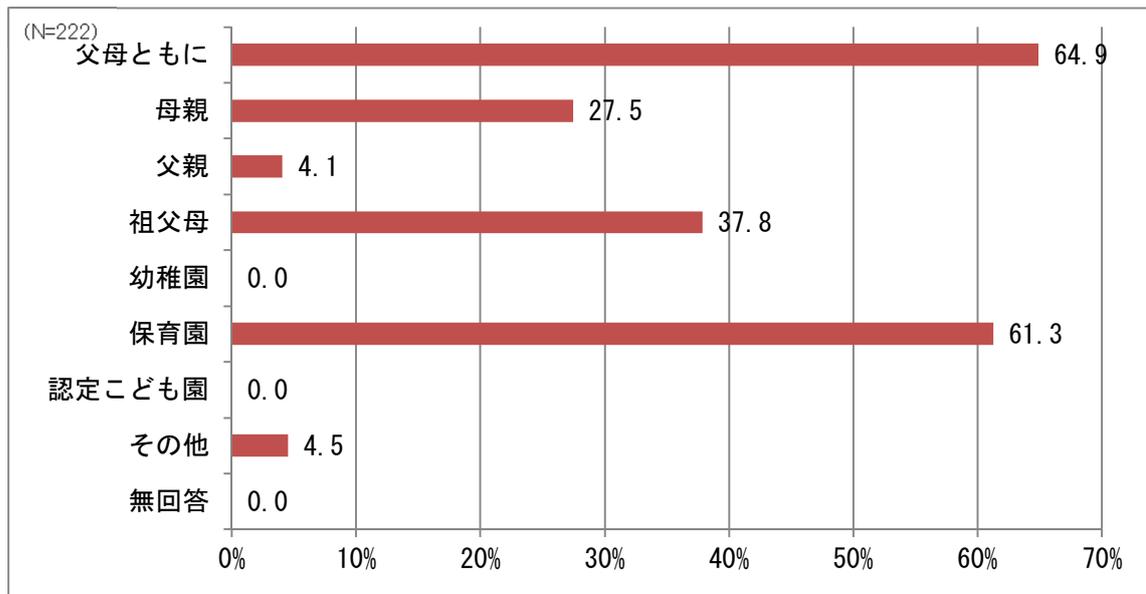
相談する先は、配偶者の他に祖父母等の親族、友人などが多くなっています。保育園に通う子どもをもっている方は、保育士への相談も多くなっています。その他に、保育士や保健師、いっ子センターの職員等、町の行政機関も相談先となっています。



■子育てに日常的に関わっている方（施設）について（複数回答）

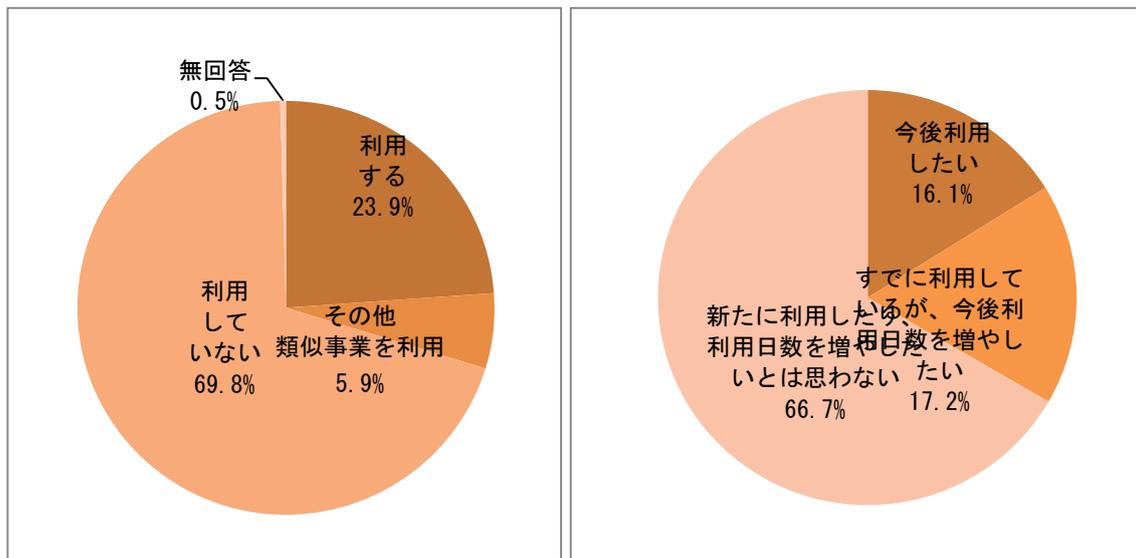
日常的に関わっている方（施設）では、「父母ともに」「保育園」という回答が6割を超え、多く見られました。

また、「祖父母」という回答も4割近くあり、日常的に祖父母との関わりのある子どもも一定数いることがわかります。



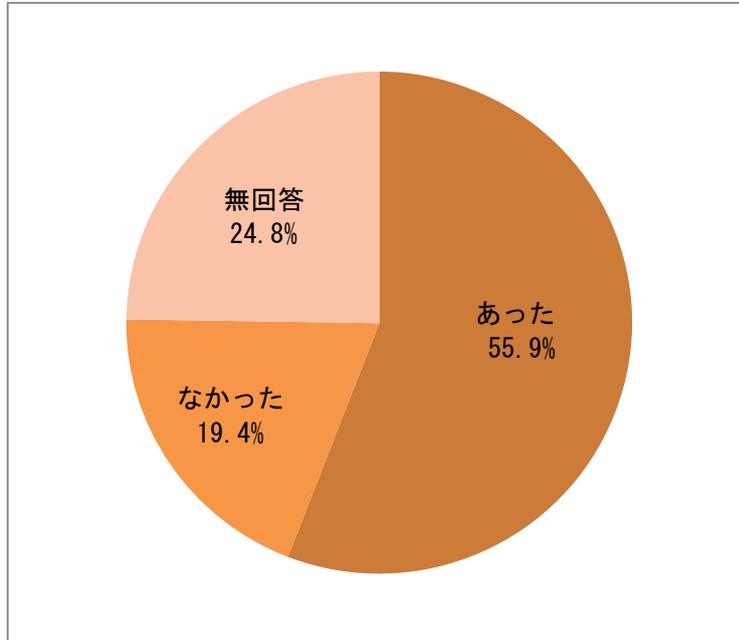
■地域子育て支援拠点事業（いっ子センター）の利用状況について

約3割の方がいっ子センター、もしくは類似する町の事業を「利用する」と回答しました。また、「今後利用したい」、もしくは「今後利用日数を増やしたい」と答えた方は約3割でした。早くから保育園に入園している方も多いため、利用が少ないことも考えられます。

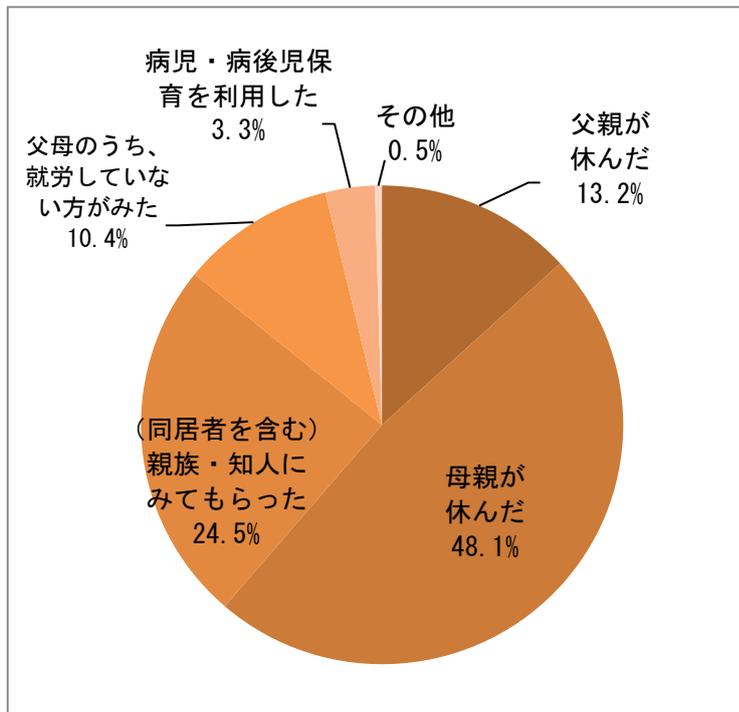


■ 病気の際の対応

過半数の方が「この1年間に、子どもが病気やケガで通常の保育事業が利用できなかったことがある」と回答しました。



おこなった対応方法として、半数近くの母親が仕事等を休み、対応したことがわかりました。



第3章 「子ども・子育て支援事業計画」の検証と課題

第1節 計画の検証

1 「飯島町子ども・子育て支援事業計画」を振り返って

飯島町では計画に掲げた次の3つの基本目標に沿って施策を実施してきました。

基本目標1 子どもが健やかに育つまちづくり

基本目標2 安心して産み、育てていくまちづくり

基本目標3 子どもを社会全体で支えるまちづくり

2 主要施策の目標事業量の進捗状況と検証

計画した事業のうち、2019年度末までに計画の多くが計画どおり、あるいは計画以上に実施された中、実施はしたものの、更なる工夫や実施方法の改良が求められる事業も見受けられました。

例えばファミリーサポートセンター事業については、事業を開始したものの、受け入れ側などの人的面の確保が困難な状況があったため、事業としては不十分な現状も見え隠れしています。

利用希望により実施するとしていた事業で未実施の事業は、特定保育事業、夜間保育事業、トワイライトステイ事業の3事業となっています。未実施の理由としては、利用希望が少ないことが大きな要因となっています。

未実施の事業については、本計画でも継続的に検討していく必要があります。

3 そのほかの事務事業の検証

前計画に掲載した詳細な事務事業について検証を行いました。また、本計画における方針と、本計画に盛り込んだ事務事業については本計画での掲載ページを示します。

※検証結果の見方

- ・ 計画区分欄：前計画に掲載した事業の実施方針
- ・ 現況欄：2019年度現在の事業実施状況
 - 『○』該当事業を実施している
 - 『拡充』事業を拡大・拡充して実施している
 - 『完了』事業を実施し終了している
 - 『未実施』事業を実施していない
- ・ 今後の方針欄：今後の事務事業の実施方針
- ・ 計画掲載ページ：本子ども子育て支援行動計画に掲載しているページ

事業名	内容	計画区分	現況	今後の方針	本計画掲載
子ども・子育て会議	子ども・子育てに関わる人や機関の代表者が集まり、子ども・子育てについて幅広く検討し、支援してくための会議。	継続	○	継続	38
地域支援チーム	福祉増進のため個別ケースの取り組みを行うために関係機関が連携をとってケース検討を行うためのチーム。	継続	○	個別ケア会議に変更	38
子育て世代包括支援センター	地域支援ネットワークにより把握された課題を関係機関で共通認識しそれぞれが取り組みを行うための調整組織。子育て支援ネットワークを拡充・充実。	継続	○	継続	38
「早寝・早起き・朝ごはん～生活リズムは家族みんなで～」町民運動	子どもの学習意欲や体力・気力を養うために望ましい生活習慣を身に付ける運動の実施。	継続	○	継続	38
講演会などの実施	男女共同参画推進懇話会などによる学びの場の提供。	継続	○	継続	39
人権教育推進協議会	人権教育に関係する団体などが人権教育について研究推進を行うための協議会。	継続	○	継続	39
要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護又は要支援児童、特定妊婦への適切な支援を図るための協議会。	継続	○	継続	39
要保護児童対策実務者会議	関係機関での役割分担を明確にするため、要保護児童の情報共有会議。	継続	○	継続	39
要保護児童対策ケース検討会議	要保護児童の適切な保護を行うためのケース検討会議。	継続	○	継続	39
学校開放	小中学校の一般開放。	継続	○	継続	40
保育園開放	保育園の一般開放。	継続	○	継続	40
さまざまな人との交流の場の提供	子どもたちが、さまざまな人と交流のできる場を提供します。	継続	○	継続	40
図書館車巡回	各保育園や学校へ出向いた本の貸し出し、返却。	継続	○	継続	40
子育て支援センター地域交流事業	地域のお年寄りなどとの交流。	継続	○	継続	40
新生児・産婦訪問	保健師等による訪問相談・支援。	継続	○	継続	41
3ヶ月児健康診査	発育発達相談、小児科医による健康診査、仲間づくり、愛着形成など。	継続	○	継続	41
5ヶ月児育児相談	発育発達相談、離乳食、ブックスタートなど。	継続	○	継続	41
6～8ヶ月児育児相談	発育発達相談、離乳食と親の1食分の調理実習・試食。	継続	○	継続	41

事業名	内容	計画区分	現況	今後の方針	本計画掲載
9ヶ月児健康診査	発育発達相談、小児科医による健康診査、離乳食試食。	継続	○	継続	41
12ヶ月児育児相談	発育発達相談、母と子の歯科保健。	継続	○	継続	42
1歳6ヶ月児健康診査	発育発達相談、幼児食、おやつ、内科・歯科検診、指導など。	継続	○	継続	42
2歳児育児相談	発育発達相談、親子あそび、バランス食、歯科指導など。	継続	○	継続	42
2歳6ヶ月児育児相談	発育発達相談、親子遊び、歯科指導など。	継続	○	継続	42
3歳児健康診査	視力・聴力・尿・内科・歯科検診、発育発達相談、遊び、幼児食など。	継続	○	継続	42
かるがもひろば	概ね1歳台幼児を対象とした発達支援、母支援の教室。	継続	○	継続	42
あそびの広場	1歳6ヶ月～3歳を対象とした子どもの発育発達を専門スタッフで支援する定例教室。	継続	○	継続	42
たけのこくらぶ	発達の特徴を持つ保育園児を対象とした、子どもの発達を専門スタッフで支援する定例教室。	継続	○	継続	42
こりすの会	保育園の親子を対象とした生活習慣病予防教室。	継続	○	継続	42
つばさの会	小・中学校の親子を対象とした生活習慣病予防教室。	継続	○	継続	42
発達支援センター(仮)設置	療育の必要な子どもの支援の拠点となる機関の設置について検討。	継続	○	継続	42
保育園歯科指導	年1回、園児を対象に歯科衛生士が健康教育。	継続	○	継続	42
保育園児フッ素塗布	年1回、希望する園児を対象に無料でフッ素塗布実施。	継続	○	継続	42
つくし園・ひまわりなど療育支援サポート	療育に繋げる個別支援。	継続	○	継続	42
父と子が参加する講座・体験教室	父親の子育て参加を促し、自然の中の生活体験をとおり、父親の姿から子どもがたくましく成長する機会の提供。	継続	未実施	他事業に統合	—
親子で参加する講座・体験教室	親子が一緒に行う郷土料理や昔遊びなどの体験をとおり親子の交流・子育て親育ちの知識を学ぶ場の提供。	継続	○	継続	43
青少年育成会事業	4地区の育成会を通じ青少年の健全育成を目的とした活動。	継続	○	継続	43

事業名	内容	計画区分	現況	今後の方針	本計画掲載
中学生託児ボランティア	中学生の未就園児の託児。	継続	○	継続	43
食育推進事業	飯島町食育推進計画『いい食 いい人 いい暮らし』に基づいた事業。	継続	○	継続	43
飯島町出会いサポートデスク	多様な出会いの場の創出、結婚相談など。	継続	○	継続	44
不育治療費助成	不育症の方の保険適応外治療費助成。	継続	○	継続 (名称変更)	44
不妊治療費助成	不妊治療を受けたご夫妻に治療費の一部を助成。	継続	○	継続 (名称変更)	44
妊婦一般健康診査	医療機関委託による健康診査。	継続	○	継続	45
母親学級 (プレママの会)	妊娠期の生活、家族のきずなづくり。	継続	○	継続 (名称変更)	45
妊産婦支援	保健師などによる訪問相談支援。	継続	○	継続	45
母子健康手帳交付及び妊娠期保健・栄養指導	母子健康手帳交付時に保健師・管理栄養士指導。	継続	○	継続	45
父子手帳交付	妊婦の夫またはパートナーの希望者に交付。	継続	○	内容変更	45
妊婦歯科健診補助	町内の協力歯科医院にて、妊婦1人につき1回歯科健診無料券交付。	継続	○	継続	45
成人風しん予防接種補助	先天性風しん症候群の予防。妊娠を予定者及びパートナーを対象予防接種の費用の一部を補助。	継続	○	継続	46
産後健診費用補助金	切れ目ない妊娠出産育児支援事業。産婦の健診費用補助。(1人1回)	継続	○	継続	46
産後相談補助クーポン	切れ目ない妊娠出産育児支援事業。産科、助産所で行う産婦、子育て、母乳育児相談などの費用補助。	継続	○	継続 (名称変更)	46
産褥支援 (宿泊・日帰り) 事業	切れ目ない妊娠出産育児支援事業。産褥期[1]支援 助産所などでの宿泊または日帰りショートによる支援。	継続	○	拡充	46
保育料の見直し	保育料の見直し。	継続	○	継続	47
児童扶養手当	母子家庭などに給付。	継続	○	継続	47
福祉金	母子父子家庭への福祉金給付及び障がい者への福祉金給付。	継続	○	継続	48
児童手当	0歳から中学校修了までの養育者に給付。	継続	○	継続	48

事業名	内容	計画区分	現況	今後の方針	本計画掲載
要保護及び準要保護児童生徒補助	経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に就学に必要な経費の一部を援助。	継続	○	継続	48
特殊教育就学奨励	特殊学級へ就学する児童生徒の保護者に就学に必要な経費の一部を援助。	継続	○	継続	48
教材費などの軽減	教材費などについて軽減を図る事業。	継続	○	継続	48
ランドセルの贈呈	小学校入学の祝品としてランドセルを贈呈。	継続	○	継続	48
奨学金事業	町奨学金貸与事業。	継続	○	継続	48
母子寡婦福祉資金 利子補給	生活の安定を図るために県が貸付を行った母子福祉資金などの貸付を受けた方に対する利子補給。(県単)	継続	○	継続	48
高等学校生徒通学 給付金	母子・生活保護家庭で高校に通学する生徒の保護者に対する負担軽減のための補助金。	継続	○	継続	48
子育て支援医療費 支給事業	高校3年生相当学年までの医療費の一部負担金相当額を償還払いにより補助。※22年度から所得制限なし	継続	○	継続	48
ひとり親医療費 支給事業	生計を一にする18歳未満の児童を扶養している母子、父子などに、保険診療分の一部負担金相当額を償還払いにより支給。 ※所得制限あり	継続	○	継続	48
インフルエンザ予防 接種補助	中学3年生対象にインフルエンザ予防接種費用の一部補助。	継続	○	継続	48
母子家庭等日常生活 支援事業	社会的な理由などで生活援助が必要な場合や生活環境の激変などにより生活援助が必要な場合に家庭生活支援員を派遣。	継続	完了	—	—
おしゃべりいずみの会	主任児童委員による子育て相談及び交流の場の提供。	継続	他事業に統合	—	—
定例相談	保健師・管理栄養士による定例相談。(月2回)	継続	○	継続	48
こんにちは赤ちゃん 訪問事業	育児不安の増える出生後の早期に家庭訪問を行い、孤立しない子育てへの支援。	継続	○	継続	48
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に訪問して、養育に関する支援を行い、適切な養育の実施を確保する事業。	継続	○	継続	48
乳児健康診査費用補助	1歳までの間に医療機関で行なう健康診査の補助券を1人に1枚交付。	継続	○	継続	48
県外乳児健診費用補助	県外で乳児健診を受けた方に償還払いの費用補助。	継続	○	継続	48

事業名	内容	計画区分	現況	今後の方針	本計画掲載
母子保健訪問事業	保健師・管理栄養士による訪問支援。	継続	○	継続	49
助産師相談	妊婦・産婦・母乳・赤ちゃんに関する来所型助産師相談。(月1回)	継続	○	継続	49
乳幼児育児相談	随時相談。(来所・電話)	継続	○	継続	49
県外定期予防接種費用補助	県外で子どもの定期予防接種を受けた方に償還払いの費用補助。	継続	○	継続	49
未熟児養育医療費給付等事業	医療の給付、未熟児保護者訪問指導。	継続	○	継続	49
特別児童扶養手当	障がい児のいる家庭に給付。	継続	○	継続	49
障がい児福祉サービス	障がい児に対する通所支援や相談支援などのサービス実施。	継続	○	継続	49
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付の費用補助。	継続	○	継続	49
定期予防接種	定期予防接種。	継続	○	継続	49
若い世代の循環器健診など費用補助	39歳以下町民の循環器健診などの費用補助。38歳節目総合健診。	継続	○	継続	49
通常保育	午前8時15分～午後4時15分までの保育。	継続	○	継続	51
乳児保育	産後10ヶ月からの乳児保育。	継続	○	継続	51
未満時保育	1歳以上3歳未満児の保育。	継続	○	継続	51
一時保育	冠婚葬祭などで保育ができない家庭の1歳以上児の保育。	継続	○	継続	51
早朝保育	通常保育前の延長保育。	継続	○	継続	51
延長保育	通常保育後の延長保育。	継続	○	継続	51
ファミリーサポートセンター	利用会員と協会員が登録し利用会員のニーズにより協会員が自宅で預かる制度。	継続	○	継続	51
学童クラブ	放課後に児童の面倒を見る保護者などがない児童の預かり。	継続	○	継続	51
私立幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園が保育料などを減額し、または免除した場合に補助。	継続	○	継続	51
保育サポーター事業	保育園等への保育補助員の設置。	継続	○	継続	51
町地域子育て支援センター	地域の子育て支援の拠点施設として、つどいの広場、相談業務、各種事業実施。利用状況をみながら増築について検討。	継続	○	継続	52

事業名	内容	計画区分	現況	今後の方針	本計画掲載
育児サークル支援	育児サークルを支援する講座を開催。	継続	○	継続	52
子育て広場	地区公民館を拠点に子育ての交流。	継続	○	継続	52
つどいの広場	乳幼児の親が集い、語り合うことにより子育てなどの問題や悩みを解決する機会を提供。	継続	○	継続	52
子育て講演会	子育てに役立つ講演及び情報提供。	継続	○	継続	52
子育て勉強会（仮）	子育てに役立つ座談会及び情報共有。	継続	○	継続	52
専門相談	心理士・言語聴覚士・作業療法士などによる相談。	継続	○	継続	53
保育園巡回相談	家庭相談員、教育相談員、保健師、児童相談所、作業療法士などが保育園を巡回。養育や療育に関する個別の相談。	継続	○	継続	53
教育相談	児童生徒及びその保護者に対し、相談員を配置し相談業務などを行う。	継続	○	継続	53
家庭相談	子どもや親子関係に関して（性格、行動、心身の発達、心身の障害、家族関係、虐待など）相談員を配置し、相談業務を行う。	継続	○	継続	53
就学相談	児童の就学について、特に就学前相談を行う。	継続	○	継続	53
こころの相談室	小中学校に児童生徒の悩みや相談などに対応するため専門の職員を配置し、相談指導を行う。	継続	○	継続	53
子育て未来飛行	保護者と町長との懇談。	継続	○	継続	54
ブックスタート	絵本の読み聞かせの実演、絵本の紹介、図書館利用案内、絵本2冊を贈呈。（5か月、3歳の2回）	継続	○	継続	54
ハッピーバース フラワー事業	3ヶ月児健診に町内産の花束をプレゼント。営農センター補助事業。	継続	○	継続	54
離乳食教室	離乳食を調理実習・試食。	継続	○	継続	55
B Pプログラム	乳児期の第1子を持つ親とその子ども対象のグループプログラム。	継続	○	拡充	55
N Pプログラム	幼児期の母のグループプログラム。	継続	他事業に統合	—	—
母と子の料理教室	親子調理実習を、各地区で年1回開催。食生活改善推進協議会活動。	継続	○	継続	55

事業名	内容	計画区分	現況	今後の方針	本計画掲載
出前講座	子育てに関することや、親のための講座を様々な場所へ出向いて実施。	継続	○	継続	55
各地区子ども広場	さまざまな体験の場、異年齢児童の交流、地域住民との交流の場の提供。	継続	○	継続	56
緑の少年団活動補助	小中学校の緑の少年団に対する活動補助。	継続	○	継続	56
コミュニティー スクール	保護者や地域住民の学校への運営の参画の推進や連携強化をすすめ、児童生徒の健全育成を推進する事業。	継続	○	継続	56
学習サポーター事業	小中学生における家庭学習の点検及び課題の作成。	継続	○	継続	56
ふれあい保育	世代間の交流やふれあいを目的とした保育。	継続	○	継続	57
郷土文化伝承保育	地域の伝統行事を取り入れた保育。	継続	○	継続	57
小規模児童遊園地設置事業	児童幼児の健全な遊び場と交通災害から子どもを守るための場所の確保と遊具などの設置補助を行う事業。	継続	○	継続	57
子育て環境整備事業	図書館前広場に遊具の設置。	継続	完了	—	—
安心・安全なまちづくりに向けた基盤整備や体制整備	安全で安心なまちづくりに向けた住環境の整備。	継続	○	継続	58
子ども見守り隊活動	学校の登下校時に地域の方による子どもの見守り活動。	継続	○	継続	58
青少年健全育成 パトロール	学校・防犯・民生児童委員・育成会など関係団体によるパトロールを実施。	継続	○	継続	58
有害環境チェック活動	民生児童委員・育成会など関係団体による有害環境のチェックを実施。	継続	○	継続	58
情報教育推進事業	情報教育、情報モラル教育の推進。	継続	○	継続	58





第2節 課題の整理

1 子どもが成長していくための課題

近年の飯島町の出生数は減少しています。近くに同年代、年齢が近い子は減っており、地域で同年齢だけでなく異年齢の子どもと交流する機会も減ってきています。自分より年齢の大きな子に面倒をみてもらい、その後、自分より年齢の小さな子に対し同じように思いやりを持って接することを覚えるなど、社会性を身につける機会も減っているといえます。育成会やこども広場など異年齢の子どもと一緒に活動する機会はあるものの、その機会だけでは補えない場面も見られます。

子どもが育っていく中で、子どもが被害者にも加害者にもなってしまういじめは最悪の場合には子どもが自ら命を絶ってしまうこともあり、深刻な問題です。その他にも不登校、ひきこもりなど課題もあり、子どもが健全に育っていくことが阻害されてしまう状況があります。

また、子どもが一方的に被害者になってしまう児童虐待では、一番信頼できるはずの親から暴力などを受け、心身ともに影響が懸念されます。また被害を受けた子どもが親になった時に、同じように子どもに虐待をしてしまう連鎖も大きな問題となっています。子どもの健やかな成長は次の代の親づくりにも繋がっていきます。

2 地域と子どもの関わりの課題

核家族化が進み、祖父母との交流が頻繁ではない家庭も増えています。また、自治会の未加入家庭など地域への参加の機会があまりない家庭も増加しています。こうした時に育児、子育てについて気軽に相談したり、協力してもらったりできる相手がおらず、自分ひとりで悩みを抱えてしまうことが心配されます。地域には子育て経験の豊富な方や、同じような悩みを抱える子育て中の方などがいます。そうした人たちを繋いで、ひとりで抱えて孤立することなく、地域全体で支えていく取り組みが必要とされています。こうした協力してもらえる人材を発掘し、支援、連携していくことが必要です。

飯島町では長野県外からの移住者も多く、そうした家庭の場合は周りに親族も知り合いもないことは珍しくありません。こうした時も同じように地域に馴染んでもらい、子育てを応援できる環境を作ることが重要です。

また、地域の中でこの家庭に小さい子がいるかわからない、など地域の結びつきが弱くなると、児童虐待や、子どもに対する犯罪行為を見逃してしまうことにも繋がります。地域での見守りなど結びつきを強化していくことも必要です。

3 安心して子育てしていくための課題

育児休業制度については会社や企業の理解もあり、周知が進んではいますが、依然父親の取得は進んでいません。また、経済的理由により育児休業も早めに切り上げ仕事に復帰せざるを得ない家庭もあります。そのほかに妊娠、出産を機に仕事を辞めたという母親も多く、理由としては復帰への不安もありますが、育児休業の取得に理解が得られていない職場もあるのが現状です。

ある程度子育てが落ち着けば仕事をしたいという母親の就労意欲はかなり高くなっています。そうした時子育てと仕事の両立が壁となり、実際の就労に至らない家庭が多くあります。またそうした時に子育ての負担が母親に偏るということもおこります。仕事の負担は父親、子育ての負担は母親、と一方的な負担にするのではなく、協力して子育てを行える環境を作っていくことが重要な課題になります。

両親が就労している場合、育児と就労の両立ができるような環境が必要です。意識、制度の両面で子どものために休みを取れる環境づくりをすることや、どうしても休めない時に病気の子どもを預けられるところを作るなど、課題は多くあります。

子育てに悩むことはつきものです。思うようにいかず、悩み、ストレスの溜まることもアンケート結果からも充分読み取れます。そうした時に、生まれる前からその後子どもが自立するまで「切れ目なく相談できる」場所を作っていくことが必須です。行政機関を中心としながら、地域や職場などを含めていつでも相談できる環境づくりをすることで安心して子育てをできるようにしていかなければなりません。また、ストレスを発散できるような講座やイベントを行いリフレッシュして良い子育てを手助けしていくことも重要です。子どもの健康だけでなく、子育てをする親の心と体の健康も大切です。ストレスや過労などで体調を崩してしまうこともあります。健康管理指導など親の健康サポートも必要です。

また、子どもが子どもらしく生きていくため、家庭の経済的な問題も見過ごすわけにはいきません。子育てには大きな経済的な負担がかかりますが、親の経済状態により衣食住など生活に不自由が生じたりすることは、子どもの健全な成長を妨げることにもなりかねません。貧困は子どもでは解決できません。安心して子育てをしていくためにも親への支援、家庭への支援が必要です。

4 多様なニーズに応えていくための課題

両親の就労形態や核家族化により、保育園や学童クラブに長時間子どもを預ける必要がある家庭は増えています。多くの時間を親元から離れて過ごすことは子どもにとっても負担になります。きめ細かな対応で親も子どもも安心して過ごせ

るような配慮が必要です。

また、子ども同士、親同士の交流の場の提供や、子育ての拠点となるよう子育て支援センターを活用できるようにしていかなければなりません。その他にも全ての子育て家庭が安心して子育てをしていくために、障がいを持つ子や、発達に特徴がある子の支援などを早期から行うことも必要とされています

必要とする支援は家庭により千差万別です。多様なニーズに応じていくために、今ある支援策については現状に合わせて考えていくことはもちろんのこと、今まで網羅できていなかった部分について今後検討していく必要があります。



第4章 基本理念・基本的視点・基本目標

第1節 基本理念

少子高齢化、労働人口の減少、地域社会の活力の低下の流れは止まることなく進んでおり、子どもを取り巻く環境は日々変化しています。地域全体で子育てを支援していく力が低下することで、子育てする家庭・親の孤立や児童虐待の抑止力の低下など、子どもがのびのびと健やかに成長していくことが阻まれてしまうことが心配されています。

こうした状況の中、本計画では父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、子どもが健やかに育っていけるように、すべての子ども、またすべての子どもにかかわる人たちへの支援を積極的に行い、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するまちをつくるための計画として位置づけます。

◇基本理念◇

「子どもの笑顔をみんなで育む」

第2節 基本的視点

本計画は次のような基本的視点に立って推進にあたります。

視点1 「子どもにとって」の視点での支援

子どもの持つ権利には「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」などがあります。すべての子どもの命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることを保障していかなければなりません。

子どもに関することは、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。そのためにも子どもにとっての視点での支援をしていくことが大切です。その権利を侵害することなく適切に守られながら成長をしていく手助けをしていかなければなりません。

視点2 すべての子どもと家庭の切れ目のない支援

子育てをしていく上で、すべての子どもとその家庭が安心して子育てができる環境を作っていくことが必要です。

子育てと仕事の両立支援だけでなく、広くすべての子どもと家庭への支援を行っていく必要がある観点から支援を行います。

視点3 ワークライフバランスの実現に向けた支援

子どもを産んでも仕事を続けたい、子どもがある程度大きくなったら仕事をしたいなど、仕事をしようと思う女性の増加や、父親の育児休暇の取得など、人々の生き方は多様化しています。しかしいまだに、その希望が実現されにくい環境も見受けられます。

結婚や出産、育児などそれぞれの考え方や多様なニーズに応えられるような支援を行うことは少子化対策にも繋がります。それぞれの人が生きがい、やりがいを持ちながら生活し、子育てをしていける環境を作ることが必要とされています。

また、社会やライフスタイルの変化、ITなどの技術の進化など以前とは異なる現代。便利な世の中ではありますが、求めるもの、ニーズはそれぞれです。多様化するニーズを的確に把握し、きめ細かな支援をしていくためにも、内容も幅広く検討し、充実させていく必要があります。

視点4 子どもの成長と自立に向けた支援

子どもが健やかに成長していくためには、一人ひとりの年齢や発達、個性に合わせた支援を行い、その子の良いところを伸ばし、自立した人への成長を手助け

しながら見守っていかなければなりません。子どもにとってよりよい環境を作っていくことも必要となります。

また、子どもは成長し次代の親となります。次代の親作りの観点からも長期的な視点をもって支援していく必要があります。

視点5 様々な人による社会全体・地域での支援

核家族化や地域の結びつきの低下など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。飯島町でも少子高齢化が進んでおり、人口は減少傾向にあり、特に子どもの数はその傾向が顕著となっています。年長者が若い世代に子育てに限らず、伝統や文化など色々な事を教えていく機会も減っています。そのような現状だからこそ社会全体・地域で子育てを支えていかなければなりません。子ども一人ひとりに対し、それぞれの立場で支援を進められるよう取り組みを行います。



第3節 基本的目標

基本目標1 子どもがのびのび健やかに育つまちづくり

子どもが健やかに育つためには、保護者や家庭の関わりはもちろんのこと、学校や地域社会での経験も大きく影響します。親からの揺るぎない愛情を受けながら、学校や地域での交流を通じて社会性などを育み、自立した人へ成長できるように支援していきます。

それぞれの子どもが持つ個性を尊重しながら、子ども自身の成長しようとする力を支え、見守り、親や地域など子どもをとりまく人たちも一緒に成長できる社会を推進していきます。

そして健やかに育った子どもが、次代の親となり、愛情を持ってのびのびと子育てできる環境を整備していきます。

基本目標2 安心して産み、育てていくまちづくり

結婚、妊娠、出産の希望がなかなか叶えられない現状があり、出産後も安心して子どもを育てていける保育の環境、職場復帰できる企業などの理解、こうした問題を積極的に解決することが必要となっています。当事者の意思を尊重し、適切な支援を行える環境を整備していきます。

また、子どもが生まれてから子育てをする中で親子が安心して、心身ともに健康でいきいきと子育てができる環境を目指します。家庭での子育てを支援していく仕組みづくりをすすめ、さらには、男女ともに子育てしながら仕事を両立していける環境や、気軽に相談できる体制づくりなど、負担感の軽減を目指します。

基本目標3 子どもを社会全体で支えるまちづくり

保護者が子どもを育てていくことはもちろんですが、地域など社会全体が子どもの成長にとっては大きく関係しています。核家族化などが進んだことや、子どもの数の減少などから、近所に年齢の近い子どもを持つ人がおらず相談する人がいない、などひとりで子育てを抱え込んでしまうことが心配されます。こうした事態を防ぐため、地域全体で子育てを見守り、支援していくことが必要とされています。様々な立場の人が温かく見守る地域社会を目指し、環境整備を行います。



【基本理念】
子どもの笑顔をみんなで育む

【基本的視点】

- ◇「子どもにとって」の視点での支援
- ◇ワークライフバランスの実現に向けた支援
- ◇様々な人による社会全体・地域での支援
- ◇すべての子どもと家庭の支援
- ◇子どもの成長と自立に向けた支援

【基本目標1】 子どもがのびのび健やかに育つまちづくり

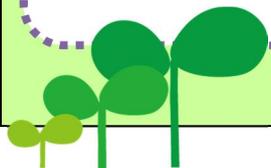
- 1 子どもを健やかに育てる環境づくり
- 2 子どもの人権を尊重する環境づくり
- 3 子どもがのびのびと活動できる環境づくり
- 4 子どもがそれぞれの発育発達に応じた保健・医療・福祉を受けられる環境づくり
- 5 自立した子どもを育む環境づくり

【基本目標2】 安心して産み、育てていくまちづくり

- 1 少子化を考える環境づくり
- 2 安心して妊娠・出産ができる環境づくり
- 3 安心して子育てのできる環境づくり
- 4 働きながら子育てのできる環境づくり
- 5 楽しい子育てができる環境づくり
- 6 心の健やかな成長を支援する環境づくり
- 7 親子が生き生きとした生活を確保できる環境づくり
- 8 家庭で子どもを育てる力を伸ばす環境づくり

【基本目標3】 子どもを社会全体で支えるまちづくり

- 1 生きる力が育つ環境づくり
- 2 子どもにやさしい地域づくり
- 3 安心安全な地域づくり



第5章 実施計画

第1節 子ども子育て支援のための実施計画

※各項目に掲載する『②具体的な施策』について、事務事業の内容によっては、いくつかの施策に関連する場合がありますが、それぞれの施策に掲載せずに、最も関連の深い施策に掲載しています。

【具体的施策の表左端の凡例について】

- ☆ 令和2年度以降に新規で開始する事業
- ◎ 平成27～31年度の間開始し、現在も継続している事業
- ◇ 令和2年度以降、拡大・拡充する事業
- 平成27～31年度の間拡大・拡充された事業
- ※空欄の場合、平成27年度以前から引き続き継続している事業



基本目標 1 子どもがのびのび健やかに育つまちづくり

1 子どもを健やかに育てる環境づくり

(1) 計画の展開

ア 総合的な子育て支援体制づくりの整備

生まれる前から子どもが自立するまで関係する分野の関係者が連携し、総合的に支援を行える仕組みの充実を検討します。

また、個別に対応が必要な場合は関係者が集まりチームを編成し、適切な支援を行える体制を整備します。

イ 家庭への啓発活動

家庭で子どもが健やかに育てられるよう様々な啓発事業を行います。

ウ 子どもを見守り、支援できる体制づくりの推進

子どもにかかわるすべての人が子どもを様々な立場で見守りながら、支援を必要としたときに適切な支援を行える環境を整備します。

エ 様々な機関による健康管理、指導の実施

健やかに育てていくために、健康管理や指導を実施します。生活習慣病の予防や、たばこ、酒、薬物などの危険性の啓発などを行い、病気を未然に防ぎ、育ちを支えます。

オ 保護者への支援

子どもにとって一番影響のある保護者への指導や支援を行い、子どもを育てながら、親も成長できる環境を整えます。

(2) 具体的施策

事業名	内容	今後の方針	担当課
子ども・子育て会議	子ども・子育てに関わる人や機関の代表者が集まり、子ども・子育てについて幅広く検討し、支援してくための会議	継続	教育委員会
地域支援チーム	福祉増進のため個別ケースの取り組みを行うために関係機関が連携をとってケース検討を行うためのチーム	継続	健康福祉課
子育て世代包括支援センター	地域支援ネットワークにより把握された課題を関係機関で共通認識しそれぞれが取り組みを行うための調整組織。子育て支援ネットワークを拡充・充実	継続	健康福祉課 教育委員会
「早寝・早起き・朝ごはん～生活リズムは家族みんなで～」町民運動	子どもの学習意欲や体力・気力を養うために望ましい生活習慣を身に付ける運動の実施	継続	教育委員会

2 子どもの人権を尊重する環境づくり

(1) 計画の展開

ア 人権についての学習の機会の創出

人権教育を行い、お互いを尊重し合える人を育てることを支援します。講演会や関係機関での研究を行います。人権尊重を定着させるため、幼少期からの教育をすすめます。

イ 子どもの人権が守られる環境づくり

子どもの権利条約を守り、その権利が侵害されることのない環境づくりをおこないます。

ウ 児童虐待の防止

児童虐待を広く周知し、子どもが健やかに育てる環境づくりを行います。広報活動による周知のほか、関係機関への研修等を行い、情報共有し、虐待の予兆を見逃さない体制づくりをおこないます。

エ いじめ、不登校などへの支援

いじめや不登校、ひきこもりなどの相談窓口を強化します。また、児童相談所との連携もはかり、専門的な助言を踏まえて支援を行っていきます。

(2) 具体的施策

	事業名	内容	今後の方針	担当課
	講演会などの実施	男女共同参画推進懇話会などによる学びの場の提供	継続	教育委員会
	人権教育推進協議会	人権教育に関係する団体などが人権教育について研究推進を行うための協議会	継続	教育委員会
	要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護又は要支援児童、特定妊婦への適切な支援を図るための協議会	継続	教育委員会
	要保護児童対策実務者会議	関係機関での役割分担を明確にするため、要保護児童の情報共有会議	継続	教育委員会
	要保護児童対策ケース検討会議	要保護児童の適切な保護を行うためのケース検討会議	継続	教育委員会



3 子どもがのびのびと活動できる環境づくり

(1) 計画の展開

ア 地域で子どもを見守る体制の整備

地域全体で子どもを見守り、多くの人たちに子どもをみてもらうことで、理解を深めてもらい、子どもがのびのびと安心して活動できる環境を整備します。

イ 子どもたちの活動をサポートする体制づくり

子どもたちが様々な活動をするときの人材や場所の提供を行えるよう、整備を行っています。図書館車の巡回など、子どもたちの近くに行くことで気軽に利用できる環境を作ります。

ウ 様々な人と交流する機会の提供

地域で見守ってもらうだけでなく、実際に子どもやその親と地域の方とが交流する機会を提供していきます。

(2) 具体的施策

	事業名	内容	今後の方針	担当課
	学校開放	小中学校の一般開放	継続	教育委員会
	保育園開放	保育園の一般開放	継続	教育委員会
	さまざまな人との交流の場の提供	子どもたちが、さまざまな人と交流のできる場の提供	継続	総務課 住民税務課 健康福祉課 産業振興課 教育委員会
	図書館車巡回	各保育園や学校へ出向いた本の貸し出し、返却	継続	教育委員会
	子育て支援センター 地域交流事業	地域のお年寄りなどとの交流	継続	教育委員会



4 子どもがそれぞれの発育発達に応じた保健・医療・福祉を受けられる環境づくり

(1) 計画の展開

ア 妊娠期から切れ目のない支援のできる体制整備

子どもが成長する過程で必要となる健診、相談を実施します。その中で不安に思うことや、気になっていることを気軽に相談できる体制づくりをすすめます。

イ 健康に育つための支援

相談や教室を通して、健康に育つための指導を行います。月齢に応じた健診、相談の中での調理実習など、子どもの発育に沿った指導を行います。

ウ 発達に特性がある子どもへの支援

健診等で発育、発達の遅れや特徴などを、早期に発見し、早期支援に繋がります。専門スタッフによる教室や、保育園での巡回相談など発達段階に合わせて支援を途切れることなく繋いでいく体制を推進します。また、より専門的な対応が必要となった場合は、医療、福祉、療育に繋がります。

エ フォロー教室の実施

専門スタッフがその年齢などに応じた、子どもの運動発達、ことば、社会性、心の安全を育てるフォロー教室（かるがもくらぶ、あそびの広場、たけのこくらぶ）を実施し、本人の支援だけでなく、保護者も対応の仕方などを学び、子どもの成長を支援します。

オ 専門スタッフによる相談体制の充実

様々な場面で、必要に応じて専門的な助言が受けられる体制を作ります。

カ 小児生活習慣病予防教室の充実

将来の生活習慣病を予防し、良い生活習慣を身につけ、健康に過ごせるよう幼少期、学童期の子どもを対象とした教室をおこないます。

(2) 具体的施策

	事業名	内容	今後の方針	担当課
	新生児・産婦訪問	保健師等による訪問相談・支援	継続	健康福祉課
	3か月児健康診査	発育発達相談、小児科医による健康診査、仲間づくり、愛着形成など	継続	健康福祉課
	5か月児育児相談	発育発達相談、離乳食、ブックススタートなど	継続	健康福祉課 教育委員会
	6～8か月児育児相談	発育発達相談、離乳食と親の1食分の調理実習・試食	継続	健康福祉課
	9か月児健康診査	発育発達相談、小児科医による健康診査、離乳食試食	継続	健康福祉課

	事業名	内容	今後の方針	担当課
	12か月児育児相談	発育発達相談、母と子の歯科保健	継続	健康福祉課
	1歳6か月児健康診査	発育発達相談、幼児食、おやつ、内科・歯科検診、指導など	継続	健康福祉課
	2歳児育児相談	発育発達相談、親子あそび、バランス食、歯科指導など	継続	健康福祉課
	2歳6か月児育児相談	発育発達相談、親子遊び、歯科指導など	継続	健康福祉課
	3歳児健康診査	視力・聴力・尿・内科・歯科検診、発育発達相談、遊び、幼児食など	継続	健康福祉課
	かるがもひろば	概ね1歳台幼児を対象とした発達支援、母支援の教室	継続	健康福祉課
	あそびの広場	1歳6か月～3歳を対象とした子どもの発育発達を専門スタッフで支援する定例教室	継続	健康福祉課
	たけのこくらぶ	発達の特徴を持つ保育園児を対象とした、子どもの発達を専門スタッフで支援する定例教室	継続	教育委員会
	こりすの会	保育園の親子を対象とした生活習慣病予防教室	継続	教育委員会 健康福祉課
	つばさの会	小・中学校の親子を対象とした生活習慣病予防教室	継続	教育委員会 健康福祉課
	発達支援センター設置	療育の必要な子どもの支援の拠点となる機関の設置について検討	継続	健康福祉課 教育委員会
	保育園歯科指導	年1回、園児を対象に歯科衛生士が健康教育	継続	教育委員会
	保育園児フッ素塗布	年1回、希望する園児を対象に無料でフッ素塗布実施	継続	教育委員会
	小学校歯科指導	年1回、小学生を対象に歯科衛生士が健康教育	拡充	教育委員会
	つくし園・ひまわりなど療育支援サポート	療育に繋げる個別支援	継続	健康福祉課 教育委員会

5 自立した子どもを育む環境づくり

(1) 計画の展開

ア 豊かな経験の場の提供

子どもが家庭の中だけでは体験しにくい事が経験できる場を整備していきます。豊かな経験の中で成長していけるように支援をしていきます。また、国際社会を見据え、広い視野が育つ機会を提供していきます。

イ 地域活動の推進

異年齢の子どもや大人との交流の中で社会性などを身につけられるように活動の支援を行います。

ウ 親子で成長できる環境づくり

親子で参加できる機会を作り、子どもだけでなく、親も一緒に成長できる環境を整備していきます。また、地域の伝統など親の知識だけでは子どもに教えられない行事などを行うことで、幅広い体験の機会を作ります。

(2) 具体的施策

	事業名	内容	今後の方針	担当課
□	中学生海外派遣国際交流事業	国際感覚を育て、違いを理解し、自国の文化や風土を再認識する事業	継続	教育委員会
◎	いいじまPR隊	小学生の郷土愛醸成のための活動	継続	地域創造課
	森の学校	町内小学生を対象とした、森林教室	継続	産業振興課
	親子で参加する講座・体験教室	親子が一緒に行う郷土料理や昔遊びなどの体験をとおして親子の交流・子育て親育ちの知識を学ぶ場の提供	継続	教育委員会
	青少年育成会事業	4地区の育成会を通じ青少年の健全育成を目的とした活動	継続	教育委員会
	中学生託児ボランティア	中学生の未就園児の託児	継続	教育委員会
	食育推進事業	飯島町食育推進計画『いい食 いい人 いい暮らし』に基づいた事業	継続	教育委員会 健康福祉課 産業振興課
◎	キャリア教育事業	小中学生対象に勤労観や職業観を育み、郷土を理解する教育	継続	教育委員会

基本目標2 安心して産み、育てていくまちづくり

1 少子化を考える環境づくり

(1) 計画の展開

ア 未婚の男女の出会い・婚活の推進

結婚による定住促進を目指して、「結婚したいけど出会いがない」「忙しくて婚活する時間がない」という人のために、多様な出会いの場の創出と結婚相談を併せて推進します。各種出会い・婚活イベントの実施やスキルアップ講座、インターネットマッチングサイトの活用や県や近隣市町村との連携、成婚定住祝い金など様々な支援を行います。

イ 不育や不妊に悩む夫婦への支援体制の強化

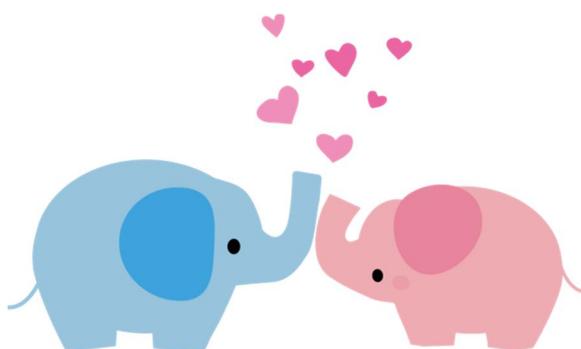
不妊治療への助成や相談、情報提供などを行い、経済的、心身的な負担を減らし、安心して治療を行える環境を整備します。

ウ 少子化と子育ての意識の向上

社会全体で少子化と子育てについて考える機会として講演会などを行います。これから親になる若い世代に向けた広報活動などを行います。

(2) 具体的施策

	事業名	内容	今後の方針	担当課
	飯島町出会いサポートデスク	多様な出会いの場の創出、結婚相談など	継続	地域創造課
	不妊及び不育に悩む方への特定治療費補助事業	不育症の方の保険適応外治療費助成。不妊治療を受けたご夫妻に治療費の一部を助成	継続	健康福祉課
☆	ライフデザインセミナー	中学3年生を対象に将来を考える機会を作り家族形成のイメージを持ってもらう	新規	地域創造課



2 安心して妊娠・出産ができる環境づくり

(1) 計画の展開

ア 母子健康手帳交付時からの切れ目ない支援

妊娠し、最初の窓口となる母子健康手帳の交付時から妊娠中の栄養指導や、体調管理について説明し、町で受けられる支援事業の紹介を行います。交付した後も気軽に相談に来てもらえる環境作りを行います。

イ 「親」になるための支援事業の実施

妊娠し、出産を迎えるまでに子育てについて学習する機会を設けます。出産後の不安を少しでも解消し、子育てがスムーズに行えるよう支援を行います。

また、祖父母手帳を交付し、核家族化の進む中でも祖父母としてできることを考えるきっかけを提供し、支援していきます。

ウ 心身に支援を必要とする妊婦に対する相談等の実施

心身に不安を抱える妊婦に対して保健師や栄養士などが訪問を行い、支援を行っていきます。

エ 就業している妊婦への支援

産前産後休暇や、育児休暇など制度の普及を行います。制度の整備が整っていない企業等に対して、理解を得られるよう普及啓発を行います。

また、妊娠中の就労で注意することの指導等を行い、出産が迎えられるよう支援します。

オ 産後の不安を解消する事業の実施

産後に頼るところがない場合など不安を抱えている場合、助産院などでの宿泊や、日帰りサービスをうけ、安心して出産後も過ごせるよう支援を行います。

(2) 具体的施策

	事業名	内容	今後の方針	担当課
	妊婦一般健康診査	医療機関委託による健康診査	継続	健康福祉課
	プレママの会	妊娠期の生活、家族のきずなづくり	継続	健康福祉課
	妊産婦支援	保健師などによる訪問相談支援	継続	健康福祉課
◇	母子健康手帳交付及び妊娠期保健・栄養指導	母子健康手帳交付時に保健師・管理栄養士指導。電子母子手帳の導入	継続	健康福祉課
◎	祖父母手帳交付	妊婦の祖父母など希望者に交付	継続	教育委員会
◇	妊婦歯科健診補助	協力歯科医院にて、妊婦1人につき1回歯科健診無料券交付	継続	健康福祉課

	事業名	内容	今後の方針	担当課
	成人風しん予防接種補助	先天性風しん症候群の予防。妊娠を予定者及びパートナーを対象予防接種の費用の一部を補助	継続	健康福祉課
◎	産後健診費用補助金	切れ目ない妊娠出産育児支援事業。産婦の健診費用補助（1人2回）	継続	健康福祉課
◎	産前・産後サポートクーポン	切れ目ない妊娠出産育児支援事業 産科、助産所で行う産婦、子育て、母乳育児相談などの費用補助	継続	健康福祉課
◎	産後ケア事業	切れ目ない妊娠出産育児支援事業。 産褥期 ³ 支援 助産所などでの宿泊または日帰りショートによる支援。産後ケア訪問も対象	継続	健康福祉課
☆	ママヘルプ（仮）事業 家事支援事業	産後の家事支援	新規	教育委員会



³ 産褥期とは分娩後、母体が妊娠前の状態に回復するまでの期間。通常6～8週間。

3 安心して子育てのできる環境づくり

(1) 計画の展開

ア 子育て世帯の経済的負担の軽減

経済的な負担を減らすことにより、安心して子育てができるよう支援をおこないます。児童手当の給付のほか、医療費の軽減など引き続き行います。

また、3歳以上児の保育料無償化、障がい児通園施設利用者についても給食に係る費用の負担を行うなど保護者への負担軽減を図ります。

イ 相談できる環境づくり

新生児全戸訪問事業やこんにちは赤ちゃん事業により子どもが生まれた後に訪問し、産前から引き続いて相談しやすい体制を整備します。また、子育て支援センターなどの事業の紹介も行い、一人で育児を抱え込まないよう支援を図ります。

また、地域との繋がりも推進し、様々な立場の人と相談できるよう整備します。

ウ ひとり親世帯や障がい者世帯などへの支援制度の充実

子育てをしながらの就労や、福祉サービスの提供により、全ての家庭が安心して子育てを行えるように支援をします。

エ 子育てに優しい住環境の整備

子育て世帯を対象とした優良な住宅の供給ができるよう整備を進めます。また、空き物件の紹介なども行い、よりよい住環境の整備を図ります。

オ 安心して就学し、教育を受けられる環境の整備

小学校入学時のランドセルの贈呈や、教材費の軽減など安心して就学できるよう支援を行います。また、経済的に苦しい家庭や特別支援学級への就学をする児童の保護者に対しては、援助を行います。

義務教育以降の就学についても奨学金貸与を行い、希望する進学ができるよう支援を行います。

カ 親の体調管理の支援

子どもが健康で育っていくためには、その親の体調も重要です。保健師による指導のほか、子育て世代の循環器健診などの補助を行うことで、保護者の健康も推進します。

(2) 具体的施策

	事業名	内容	今後の方針	担当課
	保育にかかる費用の見直し	保育料などの見直し	継続	教育委員会
	児童扶養手当	ひとり親家庭などに給付	継続	健康福祉課

	事業名	内容	今後の方針	担当課
	福祉金	ひとり親家庭への福祉金給付及び障がい者への福祉金給付	継続	健康福祉課
	児童手当	0歳から中学校修了までの養育者に給付	継続	住民税務課
	要保護及び準要保護児童生徒補助	経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に就学に必要な経費の一部を援助	継続	教育委員会
	特別支援学級児童（生徒）就学援助	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者に就学に必要な経費の一部を援助	継続	教育委員会
	ランドセルの贈呈	小学校入学の祝品としてランドセルを贈呈	継続	教育委員会
☆	いいじまヒノキの文具贈呈	新入学児童に対し、ランドセル贈呈時に、飯島産ヒノキで作成した鉛筆等を贈呈	新規	産業振興課
	奨学金事業	町奨学金貸与事業	継続	教育委員会
	母子寡婦福祉資金利子補給	生活の安定を図るために県が貸付を行った母子福祉資金などの貸付を受けた方に対するの利子補給（県単）	継続	健康福祉課
	高等学校生徒通学給付金	ひとり親・生活保護家庭で高校に通学する生徒の保護者に対する負担軽減のための補助金	継続	健康福祉課
□	福祉医療費給付金	高校3年生相当学年までの保険診療費分の一部負担金相当額を現物給付	継続	健康福祉課
	インフルエンザ予防接種費用助成	中学3年生対象にインフルエンザ予防接種費用の一部補助	継続	健康福祉課
	定例相談	保健師・管理栄養士による定例相談（月2回）	継続	健康福祉課
	こんにちは赤ちゃん訪問事業	育児不安の増える出生後の早期に家庭訪問を行い、孤立しない子育てへの支援	継続	健康福祉課 教育委員会
	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に訪問して、養育に関する支援を行い、適切な養育の実施を確保する事業	継続	健康福祉課 教育委員会
	乳児健康診査費用補助	1歳までの間に医療機関で行なう健康診査の補助券を1人に1枚交付	継続	健康福祉課
	県外乳児健診費用補助	県外で乳児健診を受けた方に償還払いの費用補助	継続	健康福祉課

	事業名	内 容	今後の方針	担当課
	母子保健訪問事業	保健師・管理栄養士による訪問支援	継続	健康福祉課
	助産師相談	妊婦・産婦・母乳・赤ちゃんに関する来所型助産師相談（月1回）	継続	健康福祉課
	乳幼児育児相談	随時相談（来所・電話）	継続	健康福祉課
	県外定期予防接種費用補助	県外で子どもの定期予防接種を受けた方に償還払いの費用補助	継続	健康福祉課
	未熟児養育医療費給付等事業	医療の給付、未熟児保護者訪問指導	継続	健康福祉課
	特別児童扶養手当	障がい児のいる家庭に給付	継続	健康福祉課
	障がい児福祉サービス	障がい児に対する通所支援や相談支援などのサービス実施	継続	健康福祉課
	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付の費用補助	新規	健康福祉課
	定期予防接種	定期予防接種	継続	健康福祉課
	若い世代の循環器健診など費用補助	39歳以下町民の循環器健診などの費用補助。38歳節目総合健診	継続	健康福祉課
	おたふくかぜワクチン任意予防接種費用助成	1歳から3歳未満対象にインフルエンザ予防接種費用の一部補助	継続	健康福祉課
	特別の理由による任意予防接種費用補助	骨髄移植等の特別な理由による再度の定期予防接種の費用補助	継続	健康福祉課



4 働きながら子育てのできる環境づくり

(1) 計画の展開

ア 各種保育サービスの充実

保育サービスの充実を図り、安心して仕事ができるよう支援を引き続き行います。就労形態等に合わせ早朝保育や延長保育を行い、それぞれのニーズに合った形態で保育サービスを利用できるよう整備を行っていきます。

イ 男女共同参画社会の充実

近年ライフスタイルは多様化しており、それぞれの生き方に合わせそれぞれの人がお互いに尊重しあい、男女ともに家庭と仕事が両立できる社会が形成できるよう、『飯島町男女共同参画プラン ～心をつなぐまちづくり5～』に基づき、普及を図ります。

ウ 企業等での子育て支援の推進

仕事と子育ての両立できる環境整備のため、支援に取り組む企業を町が積極的に応援します。女性の産前産後休暇や男女ともに育児休暇を取得しやすい環境や、その復帰後の処遇や働き方について子育てとの両立が図れるよう、短時間勤務制度やフレックスタイム制度、在宅勤務など様々な制度を推進します。

また、子育て世代と企業とを結びつけたり、企業の取り組みを発信することにより啓発を行っていきます。

エ 放課後や長期休業中の子どもの居場所づくり

就労形態や家族の形態によっては放課後や長期休業中に子どもだけで過ごさなくてはならないことがあります。学童クラブなどの利用により、子どもの居場所を創出し、親子ともに安心して過ごせる環境づくりをおこないます。

オ 幼児教育の振興

保育園では保育指針に沿って保育だけでなく、教育を一体的に行えるよう保育内容の充実に努めます。

幼稚園への通園を希望する家庭に対し、就園奨励費により補助を行い、経済的な負担を軽減に努めます。

カ 地域の子育て支援体制の充実

地域の中で協力し合い、子どもを育てられる環境整備としてファミリーサポートセンター事業の強化をします。

(2) 具体的施策

	事業名	内容	今後の方針	担当課
	通常保育	短時間認定：午前8時15分～午後4時15分、標準時間認定：午前7時30分～午後6時30分までの保育。保護者の就労時間等により異なる	継続	教育委員会
	乳児保育	産後10ヶ月からの乳児保育	継続	教育委員会
	未満時保育	1歳以上3歳未満児の保育	継続	教育委員会
	一時保育	冠婚葬祭などで保育ができない家庭の1歳以上児の保育	継続	教育委員会
	早朝保育	通常保育前の延長保育	継続	教育委員会
	延長保育	通常保育後の延長保育	継続	教育委員会
◎	ファミリーサポートセンター	利用会員と協力会員が登録し利用会員のニーズにより協力会員が自宅で預かる制度	継続	教育委員会
□	学童クラブ	放課後に児童の面倒を見る保護者などがいない児童の預かり	継続	教育委員会
	私立幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園が保育料などを減額し、または免除した場合に補助	継続	教育委員会
◎	保育サポーター事業	保育園等への保育補助員の設置	継続	教育委員会
☆	マジイイ☆子育てワークスタイル推進企業宣言	仕事と子育ての両立支援に取り組む企業を増やしていく	新規	地域創造課
☆	クラウドワーク講座	子育て中の親が家事や育児の空いた時間にパソコンで出来る仕事を学ぶ講座	新規	地域創造課



5 楽しい子育てができる環境づくり

(1) 計画の展開

ア 子どもと親の交流の場の充実

子育てを一人で抱え込んでしまわないためにも同じように子育てを行う人同士が交流する機会を創出します。子育て支援センターの案内を行い利用促進を図ります。拠点施設としての機能と、各地区に出向いて交流の場を作る、出張ひろばの両面を強化し、幅広い交流が図れるよう整備します。

イ 子育て支援グループ、仲間づくりの支援

子育てをする仲間づくりを行い、その輪を広げ、子育てを相互に支援できる活動を行える環境作りを行います。

ウ 子育てに関する情報の提供

子育て支援センターを中心として、子育てに関する情報の発信を幅広く行っていきます。子育て世代だけでなく、地域全体へ発信できるよう整備を行います。

エ 講座等の開催

子育て世代を対象とした講座等を行い、子育て中のストレス解消に繋げ、伸び伸びと子育てができるよう支援を行っていきます。講座への参加の際の託児の充実など、気軽に参加できる環境を整備します。

(2) 具体的施策

	事業名	内容	今後の方針	担当課
	地域子育て支援センター (いっ子センター)	地域の子育て支援の拠点施設として、いっ子広場、相談業務、各種事業実施。利用状況をみながら増築について検討	拡充	教育委員会
	育児サークル支援	育児サークルを支援する講座を開催	継続	教育委員会
	おでかけ広場	地区公民館を拠点に子育ての交流	継続	教育委員会
	いっ子広場	乳幼児の親が集い、語り合うことにより子育てなどの問題や悩みを解決する機会を提供	継続	教育委員会
	子育て講演会	子育てに役立つ講演及び情報提供	継続	教育委員会
◎	子育て勉強会	子育てに役立つ座談会及び情報共有	継続	教育委員会

6 こころの健やかな成長を支援する環境づくり

(1) 計画の展開

ア 各種相談事業の充実

子どもが成長するなかでの不安や悩みへの専門相談の機会を切れ目なく設けていきます。また、教育相談や家庭相談など常時相談できる窓口を設置し、身近に相談できる環境を作ります。

イ 成長段階に合わせた相談体制の整備

子どもが成長するにつれ、子どもが所属する機関も変わってきます。保育園や学校それぞれで子どもに合わせた相談ができる体制を整備します。また、各機関で連携を図り、途切れなく支援を一貫して行えるように整備していきます。

(2) 具体的施策

	事業名	内容	今後の方針	担当課
	専門相談	心理士・言語聴覚士・作業療法士などによる相談	継続	健康福祉課
	保育園巡回相談	家庭相談員、教育相談員、保健師、児童相談所、作業療法士などが保育園を巡回。養育や療育に関する個別の相談	継続	教育委員会
	教育相談	児童生徒及びその保護者に対し、相談員を配置し相談業務などを行う	継続	教育委員会
	家庭相談	子どもや親子関係に関して（性格、行動、心身の発達、心身の障害、家族関係、虐待など）相談員を配置し、相談業務を行う	継続	教育委員会
	就学相談	児童の就学について、特に就学前相談を行う	継続	教育委員会
	こころの相談室	中学校に児童生徒の悩みや相談などに対応するため専門の職員を配置し、相談指導を行う	継続	教育委員会
	子育て相談	子育てに関する不安や、悩み、困っている事などの相談を行う	継続	教育委員会

7 親子が生き生きとした生活を確保できる環境づくり

(1) 計画の展開

ア 子育て世帯の意見の反映

子育て世帯の要望などを聞く機会として直接保護者と町長が車座になり意見を聞く場を設け、町づくりに反映していきます。直接意見の言える機会は少ないため、率直な意見を聞ける場として実施していきます。

イ 親子で楽しめる事業の実施

親も子どもどちらも楽しむことのできる講座や事業などを推進します。親子リトミックやコンサートなど気軽に楽しみ、ストレスを発散し、子どもとおだやかに向き合えるように支援していきます。

ブックスタートなど絵本のプレゼントにより、子どもと親が触れ合う機会を推進することや、花のある生活で、心豊かな子育てをしてほしいという願いを込めて、町内産の花束のプレゼントを行うことなど、親子ともに生き生きと生活できる環境を整備していきます。

ウ 託児や育児サポート体制の整備

保育園の一時保育の充実や、民間託児団体等との連携により、必要な時に子どもを預けられる体制を整備します。

(2) 具体的施策

	事業名	内容	今後の方針	担当課
	子育て未来飛行	保護者と町長との懇談（年1回）	継続	教育委員会
□	ブックスタート	絵本の読み聞かせの実演、絵本の紹介、図書館利用案内、絵本を贈呈（3回）	継続	教育委員会
	ハッピーバースフラワー事業	3ヶ月児健診に町内産の花束をプレゼント。営農センター補助事業	継続	健康福祉課 産業振興課



8 家庭で子どもを育てる力を伸ばす環境づくり

(1) 計画の展開

ア 子どもと親との愛着形成を築く支援事業の実施

子どもと親との愛着形成はこころとからだの成長に大きな影響があります。しっかりと愛着形成が家庭でおこなえるよう、講座や事業を通して支援します。

子どもへの接し方などを学ぶことにより、児童虐待の防止にもつながります。

イ 家庭での生活などの指導

生活リズムの作りかたや、バランスのとれた食事など、家庭で子どもがよりよい生活を送るための支援を総合的に行っていきます。

ウ 様々な講座の実施による子育て支援

子育て世代を対象とした各種講座を行い、子育て支援を行います。直接子育てに関係することだけでなく、親のリフレッシュも含め、支援をおこないます。

(2) 具体的施策

	事業名	内容	今後の方針	担当課
	離乳食教室	離乳食を調理実習・試食	継続	健康福祉課
◇	BPプログラム ⁴	乳児期の第1子、第2子をもつ親とその子ども対象のグループプログラム	継続	健康福祉課 教育委員会
	おやこの食育教室	親子で調理実習を年2回開催。食生活改善推進協議会活動	継続	健康福祉課
	出前講座	子育てに関することや、親のための講座を様々な場所へ出向いて実施	継続	教育委員会 健康福祉課

⁴ 第1子（0歳児）と母親を対象に、親子のきずなをつくり、子育てに必要な知識や方法を学び、グループで話し合いながら母親同士の繋がりを深め、仲間と助け合って子育てしてゆくことを学ぶ事業。第2子対象の事業はBP2プログラム。

基本目標3 子どもを社会全体で支えるまちづくり

1 生きる力が育つ環境づくり

(1) 計画の展開

ア 体験学習の推進

家庭だけでは体験できない活動を支援します。地域の人と交流しながら活動することで、子どもと親だけでなく、地域全体で子どもを育てる意識を育てる体制を整備していきます。

イ 異年齢交流の推進

同じ年齢や近い年齢の子どもだけでなく、自分より小さな子の面倒をみながら一緒に活動することや、年齢の大きな子に遊んでもらうことなど、異年齢での交流から社会性を身につけ、心の豊かな子どもに育つ支援を行っていきます。

(2) 具体的施策

	事業名	内容	今後の方針	担当課
	各地区子ども広場	さまざまな体験の場、異年齢児童の交流、地域住民との交流の場の提供	継続	教育委員会
	緑の少年団活動補助	小中学校の緑の少年団に対する活動補助	継続	産業振興課
	コミュニティースクール	保護者や地域住民の学校への運営の参画の推進や連携強化をすすめ、児童生徒の健全育成を推進する事業	継続	教育委員会
◎	学習サポーター事業	中学生における家庭学習の点検及び課題の作成	継続	教育委員会



2 子どもにやさしい地域づくり

(1) 計画の展開

ア 地域と子どもの交流の場の提供

子どもを地域で見守り、子どもにとって居心地の良い優しい地域を目指します。様々な機会に子どもを見てもらったり、知識を伝えてもらうような交流をおこなったりしながら、交流を深める支援を行います。

イ 子どもの遊びの場の提供

子どもが安心して遊べる場の提供を行います。小規模児童遊園地設置については補助金を交付します。

(2) 具体的施策

	事業名	内容	今後の方針	担当課
	ふれあい保育	世代間の交流やふれあいを目的とした保育	継続	教育委員会
	郷土文化伝承保育	地域の伝統行事を取り入れた保育	継続	教育委員会
	小規模児童遊園地設置等事業	児童幼児の健全な遊び場と子どもを守るため遊具などの設置等補助を行う事業	継続	教育委員会



3 安心安全な地域づくり

(1) 計画の展開

ア 交通安全、防犯対策などの充実

子どもが生活するなかでの危険を減らし、安心安全に暮らす支援を引き続き行い、充実を目指します。歩道の整備や、防犯対策の強化を行い、子どもが安心して暮らせる環境を作ります。

イ 地域で子どもを見守る体制の整備

学校の登下校時など地域の方に子どもの見守り活動をしてもらい、安心して通えるように体制を作っていきます。また、地域のお店も含めて、子どもにとって有害なものの配慮を推進していきます。

ウ 危険に巻き込まれないための教育の実施

子どもが事件、事故に巻き込まれ、命を奪われたり、大きなけがをしたりする事件が多く発生しています。

自ら危険に巻き込まれず、危険を避けられるよう教育を推進します。インターネットや SNS を通じて事件に巻き込まれることが増えています。子どもへの教育だけでなく、その周りの親への普及啓発活動にも力を入れていきます。

(2) 具体的施策

	事業名	内容	今後の方針	担当課
	安心・安全なまちづくりに向けた基盤整備や体制整備	安全で安心なまちづくりに向けた住環境の整備	継続	総務課 建設水道課
	子ども見守り隊活動	学校の登下校時に地域の方による子どもの見守り活動	継続	教育委員会
	青少年健全育成パトロール	学校・防犯・民生児童委員・育成会など関係団体によるパトロールを実施	継続	教育委員会
	有害環境チェック活動	民生児童委員・育成会など関係団体による有害環境のチェックを実施	継続	教育委員会
◇	ICT教育推進事業	情報教育、情報モラル教育の推進	継続	教育委員会

第2節 主要施策の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援事業計画に定める事業について、ニーズ調査を踏まえて教育・保育提供区域における量の見込み（需要）と確保の状況（供給）や方策（整備目標）を定めます。

本町では現在保育園3園、小学校は2校区、中学校1校区となっています。保育園については保護者の希望で通う園を保護者が選択しています。また、町内に幼稚園はなく、希望がある場合は近隣市町村の幼稚園へ通園をすることになります。小学校については飯島区、田切区、本郷区の3地区が飯島小学校、七久保区が七久保小学校という学区になっています。中学校については全区が飯島中学校への通学となっています。

このような中で、認定区分※（1号、2号、3号）ごとの施設型給付事業⁵・地域型保育事業⁶と、子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援法第59条に基づく13事業）の提供地域を設定するにあたり、次のことを重視します。

- 1、供給過多、供給過少にも柔軟に対応できる区域設定
- 2、町全体での親子の交流につながる区域設定

既存の施設の状況などを踏まえ、本計画では以下の通りの設定を行います。

認定区分ごとの施設型給付事業・地域型保育事業分の提供地域は、基本的に1区域（町内全域）とします。ただし、1号認定については町内に該当施設がないため、広域での利用を見込みます。

子ども・子育て支援事業の提供地域は1地域（町内全域）とします。

※認定区分と提供施設例

認定区分		提供施設
1号	3～5歳：教育のみを希望していて、保育の必要がない場合	幼稚園、認定こども園 (いずれも当町にはありません)
2号	3～5歳：保育の必要性の認定を受けていて、保育所等での保育を希望される場合	保育園
3号	0～2歳：保育の必要性の認定を受けていて、保育所等での保育を希望される場合	保育園

⁵ 施設型給付事業とは、認定こども園、幼稚園、保育所を対象とした財政支援事業のこと

⁶ 地域型保育事業とは、事業内保育、小規模保育、家庭的保育などを対象とした財政支援事業のこと



1 施設型給付事業・地域型保育事業

(1) 教育標準時間認定【1号認定】(幼稚園及び認定こども園)

[実人数(人)]

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保提供数	0	0	0	0	0
③確保提供数 (広域利用)	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施
②+③-①	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施

＜現状＞当町には幼稚園はなく、現在幼稚園へ通園している方もいません。通園する場合は近隣の市町村の幼稚園へ通園する可能性がほとんどとなります。

＜今後＞ニーズは現在なく、当町で新規で施設を設けることはせず、幼稚園就園奨励費や、保育料の減免等での支援を引き続き行っていきます。また、必要に応じて認定こども園化なども検討していきます。

(2) 保育認定①【2号認定】(3～5歳児共働世帯・幼稚園及び認定こども園利用)

[実人数(人)]

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保提供数	0	0	0	0	0
③確保提供数 (広域利用)	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施
②+③-①	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施

＜現状＞必要に応じて通園する幼稚園の預かり保育などで対応します。ニーズとしてありませんでした。

＜今後＞引き続き状況に応じて、通園する園での預かり保育の利用などで対応していきます。

(3) 保育認定②【2号認定】(3～5歳児で保育園及び、認定こども園+地域型保育)

[実人数(人)]

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	200	200	190	180	180
②確保提供数	200	200	190	180	180
③確保提供数 (広域利用)	0	0	0	0	0
②+③-①	0	0	0	0	0

<現状> 当町の3～5歳児はほとんどの子どもが町内保育園へ通園しています。3歳以上については施設のにも余裕があり、希望する園での受け入れが可能です。

<今後> 希望する園へ入れるように人員調整等しながら運営していきます。今後子どもの人数の減少も考えられるため、必要に応じて定員の見直しや園の統合なども検討します。

(4-1) 保育認定③【3号認定】(0歳児で保育園及び、認定こども園+地域型保育)

[実人数(人)]

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	13	15	15	15	15
②確保提供数	13	15	15	15	15
③確保提供数 (広域利用)	0	0	0	0	0
②+③-①	0	0	0	0	0

(4-2) 保育認定③【3号認定】(1・2歳児で保育園、認定こども園+地域型保育)

[実人数(人)]

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	70	75	75	75	75
②確保提供数	70	75	75	75	75
③確保提供数 (広域利用)	0	0	0	0	0
②+③-①	0	0	0	0	0

<現状> 0歳児は七久保保育園でのみ10カ月からの受け入れとなっており、飯島、飯島東部保育園では満1歳からの受け入れとなっています。3歳未満児は

年度途中での入所が多くなっています。特に子どもが1歳の誕生日を迎えてすぐの職場復帰が多く、満1歳になってすぐ預かる場合が増えています。

＜今後＞待機児童ゼロを維持するよう、人員の整備などを行っていきます。必要に応じて地域型保育の検討も行っています。

(5) 地域型保育事業

＜現状＞実施していません。

＜今後＞小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4事業について、要望により検討していきます。保育園の3歳未満児の状況を見ながら検討していく必要があります。



2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支事業（担当課：教育委員会）

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

＜現状＞利用者支援事業の専門員を配置して相談等を総合的に行っています。

＜今後＞現状どおり対応をし、子育て世代への周知を図っていきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業（担当課：教育委員会）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

[のべ利用人数（人回）]

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	9,900	9,800	9,800	9,600	9,600
② 確保提供数	9,900	9,800	9,800	9,600	9,600
②-①	0	0	0	0	0

＜現状＞飯島町地域子育て支援センターは、平成29年度から飯島町文化館・図書館東側に移転新設しました。子育てに関する相談や町内の子育てをする家庭の交流の場になっています。各地区へ出向いての出張ひろばなども行っています。町外からの利用者は有料ですが多いのが現状です。

＜今後＞子育て支援の拠点となるよう充実した支援ができるように整備していきます。また、引き続き各地区へ出向く等町内全域の子育て家庭への支援を進めます。



(3) 妊婦一般健康診査（担当課：健康福祉課）

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、全ての妊婦が定期的に必要に応じた健康診査等を受けられるよう支援する事業

[実人数（人回）]

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	850	850	850	850	850
② 確保提供数	850	850	850	850	850
②-①	0	0	0	0	0

<現状> 妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、健康診査等の支援を行っています。安心して妊娠、出産を迎えるために母子手帳の交付時に受診票14枚を交付しています。

<今後> 引き続き安心して出産できる環境づくりを進めるため費用補助を継続しています。また、40、41、42週分の補助を行います。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（担当：教育委員会）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、関係機関との連携を図る事業

[実人数（人）]

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	50	50	50	50	50
② 確保提供数	50	50	50	50	50
②-①	0	0	0	0	0

<現状> 全出生児を対象に町子育て支援コーディネーター等が家庭訪問を行っています。不安や悩みなどに対し助言や情報提供をおこなっています。

<今後> 引き続き切れ目のない支援の一環としても続けていきます。

（出生者数の増減により訪問数も変動は予想されます。）

(5) 養育支援訪問事業（担当：健康福祉課、教育委員会）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

[実人数（人）]

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	3	3	3	3	3
② 確保提供数	3	3	3	3	3
②-①	0	0	0	0	0

＜現状＞乳児家庭全戸訪問などで把握した個別で支援の必要な家庭へ保健師や子育て支援センター職員、助産師などが訪問支援を行っています。

＜今後＞引き続き切れ目のない支援の一環としても続けていきます。

(6) 子育て短期支援事業（担当課：教育委員会）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

[実人数（人）]

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0
② 確保提供数	12	12	12	12	12
②-①	12	12	12	12	12

＜現状＞近隣の児童養護施設と契約し、実施していますが利用については近年ありません。

＜今後＞必要に応じて今までどおり対応していきます。



(7) ファミリーサポートセンター事業（担当課：教育委員会）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

[のべ利用人数（人）]

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	2	3	5	5	5
② 確保提供数	2	3	5	5	5
②-①	0	0	0	0	0

＜現状＞平成28年度から開始をしました。現状は利用会員、協力会員共に少ない現状です。子どもを預かってほしい時などは保育園で実施している一時保育などを利用している家庭もあるようです。

＜今後＞養成講座を開催するなどして協力会員の確保を図るとともに、様々な機会を捉え子育て世代への周知を図ります。

(8-1) 一時預かり事業（幼稚園在園児預かり保育・1号認定）

（担当課：教育委員会）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

[年間のべ人数（人）]

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保提供数	0	0	0	0	0
③確保提供数 （広域利用）	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施
②+③-①	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施

(8-2) 一時預かり事業 (幼稚園在園児預かり保育・2号認定)

(担当課：教育委員会)

[年間のべ人数 (人)]

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0
② 確保提供数	0	0	0	0	0
③ 確保提供数 (広域利用)	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施
②+③-①	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施	要望により 実施

(8-3) 一時預かり事業 (8-1、8-2以外 一時保育等) (担当課：教育委員会)

[年間のべ人数 (人)]

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	12	12	12	12	12
② 確保提供数	12	12	12	12	12
②-①	0	0	0	0	0

<現状> 当町では保育園での一時預かりを行っています。七久保保育園での実施になっています。年によって延べ利用人数には変動がありますが、近年利用が増加しています。

<今後> 現状通り対応をしていきます。利用状況に応じては、実施場所の変更、増設などを検討していきます。

(9) 延長保育事業 (担当課：教育委員会)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

[実人数 (人)]

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	179	180	170	170	170
② 確保提供数	200	200	200	200	200
②-①	21	20	30	30	30

<現状> (認定区分により認められる延長保育時間は異なりますが) 朝7時30分からの早朝保育、夕方4時から7時までの延長保育を行っており、ここ数

年は早朝保育と6時30分までの延長が増加傾向にあります。園によって偏りはありますが、一定数の利用があります。

＜今後＞今後も希望する全家庭の受け入れを継続していきます。また、要望によって開所時間の延長なども検討していきます。

(10) 病児保育事業（担当課：教育委員会）

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

[のべ人数（人回）]

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	122	122	123	123	123
②確保提供数	2	2	2	2	2
③確保提供数 (広域利用)	120	120	121	121	121
②+③-①	0	0	0	0	0

＜現状＞駒ヶ根市にあるすずらん病児保育に委託をしています。利用者も年々微増しています。要望の声があるため、町内でも実施に向けて研究をしています。

＜今後＞今後も提供できるよう事業を継続していきます。病児保育のみならず、ファミリーサポートセンター事業でも対応できるよう検討していきます。また、町内でも病児保育を実施できないか検討していきます。



(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）（担当課：教育委員会）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

[登録児童人数（人）]

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	160	154	160	158	152
内1年生	39	35	44	38	32
内2年生	29	30	28	32	28
内3年生	24	28	28	26	31
内4年生	31	30	31	33	30
内5年生	19	16	15	16	17
内6年生	18	15	14	13	14
② 確保提供数	170	170	170	170	170
②-①	10	16	10	12	18

<現状> 飯島と七久保の2か所で実施しています。また、長期休業中のみの利用者も多くなっている現状です。

<今後> 実施場所が手狭になっている現状について要望を踏まえながら研究していきます。その他開所時間や地域人材の活用なども関係者間で総合的に検討し、子どもにとってよりよい事業を進めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（担当課：教育委員会）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

<現在> 現在はおこなっていません。

<今後> 状況により検討を行っていきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(担当課：教育委員会)

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

<現在> 現在はおこなっていません。

<今後> 状況により検討を行っていきます。

第6章 計画の推進をするために

第1節 計画の進行管理

計画の進行管理については、PDCA サイクルに基づいて計画を着実に進行していきます。

・計画策定【P (Plan)】

飯島町子ども子育て支援事業計画（本計画）を策定し、ホームページ等で公開していきます。策定、見直しは飯島町子ども子育て支援会議などを通じて議論を行います。

・計画推進【D (Do)】

本計画に基づき、事業を実施していきます。設定された目標値を目指し、実施します。

・点検・評価【C (Check)】

計画全体や、目標値に対する達成度を把握し、評価を行います。把握したデータを子ども子育て支援会議で報告し、意見等求めていきます。

・計画見直し【A (Action)】

評価と、社会的な情勢等の変化を踏まえて計画の見直しを行います。事業の内容や方向性、目標値の設定など必要に応じて見直していきます。

事業の中間年には必ず見直しを行います。

第2節 飯島町子育て会議について

本計画の策定と見直し、評価、点検等を行う場として、子育てに関わる人や機関の代表者で構成する「飯島町子育て会議」を設置しました。幅広く子どもや子育てに関する意見を取り入れ、より良い子ども子育てを推進します。

第3節 関連事業

本計画に関連する各行政計画において、推進・進行管理を行うものとします。関連する各行政計画において改訂・見直しがあった場合には、その内容を随時反映するものとします。

第4節 庁内での推進体制

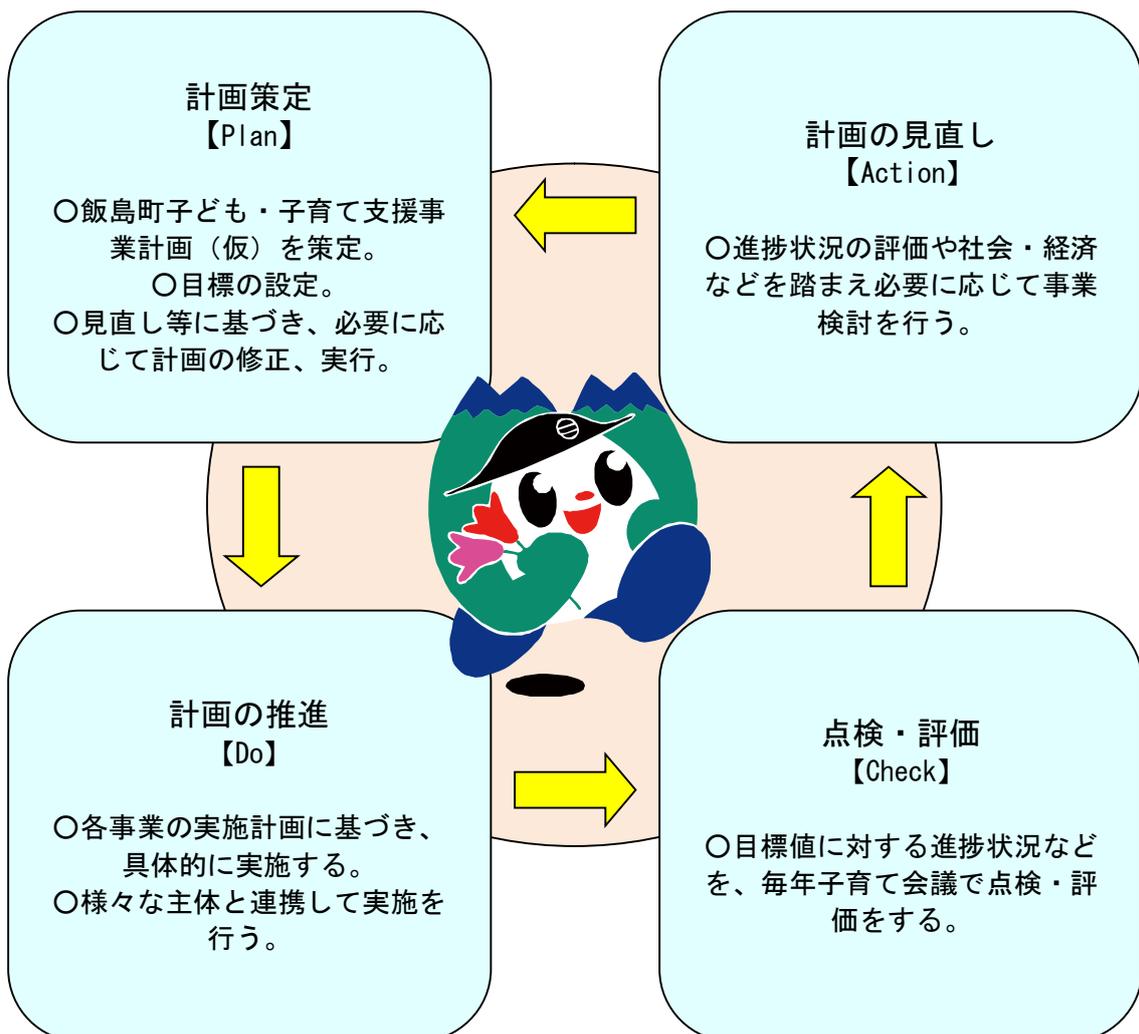
子育て支援を総合的に推進し、より良いサービス等を提供していくために庁内での連絡、連携を密にして推進を行っていく必要があります。

子ども子育て支援事業計画庁内会議において、庁内関係者が集まり、本計画や関係の計画の進捗や関係施策の確認、検討を行います。また、各関係機関が住民の方の声の把握に努め、より良い子育て支援が行えるように推進を行います。

第5節 地域全体での推進

計画の推進については、行政や保育園、学校、企業等だけでなく、地域全体での協力が必要となります。「地域の子どもは地域で育てる」というような地域全体への意識の啓発を行っていきます。

地域全体でそれぞれの人が連携、協力しながらより良い子育て環境を作っていく必要があります。



第2期 飯島町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

飯島町教育委員会こども室

〒399-3702

長野県上伊那郡飯島町飯島2529番地

電話 0265-86-6711

FAX 0265-86-5596

電子メール gakkou@town.iijima.lg.jp

